

24L37

327-519

驛路通を如電が一家言也其意して讀みてたべ

明治廿三年九月
驛傳古來何人も手を着けず如何。余膝を打ち堀出しと叫び大笑し。
元兵部式を見るま
照し大路中路小路
急りて中止と之せ
寧海も登仙二十二歳。今昔の感うたゝ遙る余や遊蹟多年次歲京坂又陸羽を
越え馬春太守府より毛信よ來往し秋より今春かけ東奥よ遊ぶ其際念々
此事のみ而して驛路通と脱稿しぬ但印行之大中三路小路といまだし
凡著作を頭を恐れ尾を懼るべきよあらず所信を筆よしてこそ本分ならめ
本書と前人未發と自負する所はた少からず是乃一家言なり他人より見ぞ
正鶴を失へるふしもあらんすらん。されどよ阿的よして引用する勿れ
さと去ながら第一驛山崎條下よ關戸を戰國時代の建設としたる之誤れり
文華秀麗集(弘仁撰)の詩題既よ故關とあれど創置未詳なれど延暦廢撤なり
其後復關外院を置く關戸其遺稱なるべし此等と一家言とも申されまじ
明治五年學制頒布尋て各般教科書を作らる日本地誌略之余が編修よ係る
爾時蒐集せる圖書三百餘種を藏す今回特よ賜もの多き之左の四書謹謝
參謀本部測量地圖 驛遞局通信區畫便覽 日本地理志料 日本地名辭書

44.7.26

内交

大中中別

路路路

道海道山

目次

自京都至太宰府	六十二驛	度七
同至鎮守府	六十一驛	度四
同至常陸國府	四十六驛	度二
首說七驛之計算を誤る	三十二驛	
	一二四	三貢
	九二	

小路北陸道伊勢路越後路以上續刊
山陰道南海道西海道
大和路美作路飛驒路
甲斐路上總路出羽路

驛路通例言

孝德紀大化二年正月改新の詔其二より曰く初修京師置畿内國定山河關塞驛馬傳馬及造鈴契定山河三字原在條末今改置是よりさき驛路なきよあらず行旅せざるよあらずされど國造伴造縣主稻置等各其部曲を私有して數百區々分割してあれを統一の制を敷く能はず大化の新政よて悉其所部を收め公田公民とせられしかを更めて驛傳の制を建てられたるなり○天武紀より名張驛家伊賀驛家あり又令乞驛鈴乘驛來奏東方驛使など見ゆれ心驛路の制の諸國に及びしを知る驛家カマセ即馬屋なり驛馬ハユマ即早馬なり播磨風土記賀古郡驛家坐由驛家爲名とあり是れ賀古驛なり和名抄郡郷部に驛家鄉七八十あれど此書之誤脱錯簡等多し一地を兩地としたるものあり各驛の下云ふべし文武紀大寶元年正月新令を制定施行せられぬ其既牧令より凡諸道置驛馬大路二十四山陽道其太宰府以去爲小路中路十四東海東山道自外爲小路小路五四其使稀之處國司量置不必須足凡置驛者每三十里置一驛若地勢阻嶮及無水草處隨便安置不限里數古一里之今程六丁許三十里之五里弱當る東國之今も三十六丁一里と六丁一里とを大道小道と差別せり

凡驛各置長一人。取驛家内。家富幹事者爲之。一置以後。悉令長任。若有死老病。及家貧不堪任者。替_(驛長を諸國共よ)長者と稱す。

凡水驛不配馬處。量閑繁。驛別置船四隻以下。二隻以上。隨船配丁。驛長准陸路置。

凡國有急速大事。遣使馳驛。向諸處相報告者。每年朝集使具錄使人姓名。并註發時日月。給馬匹數。送于太政官承告之處亦准此(公式令)。

凡驛使在路遇患。不堪乘馬者。所有文書。令同行人送前所。若無同行人。驛長送前所。國司差遣遞送。(同上)凡驛長免課役。驛子免徭役。賦役金。

兵馬司掌郵驛。郵無食驛。給食職員分。驛馬以軍團之馬充之。使中中戶飼養。

凡驛田皆隨近給。大路四町。中路三町。小路二町。田令驛田收穫。以充驛使食。

大寶二年二月。諸國驛起稻數。送于辨官。

大寶令之永世の大典なれど。驛家の建設。之時。又隨て廢置あり。延喜式。兵部條下。又驛傳の馬數を載す。是れ本書の據る所として。大路中路小路。又區別列叙し。和名抄。鄉名等。又參し。里程を量り。所在を定む。其存廢異同より誤脱加除すべて。各驛の下。又所說を述べたり。傳馬不加。

明治四十四年六月一日

大 樋 修 如 電 撲

京都

延暦十三年。京都を山背國葛野。又定む國號を山城と改め。都城を平安と稱せしむ。四十三年の後。畿内の國次。山城を第一とす(承和三年)。平安城之中央の正路を朱雀大路とし。左京右京。又分つ。東西。又互りて各九條とす。其第五條と正中大路と交叉する所。又全都の中心。又て四方の里程。この十字街より起るなり。

山城國府 國衛もと葛野郡太秦。又置く。延暦十六年八月。地勢の狹隘なるを以て。乙訓郡長岡舊都(雞寇井)。南。又遷し。六十五年を歴て。また同郡山崎。又移せり。

貞觀三年六月。山城國言河陽離宮。久不行幸。稍致破壞。請爲國司行政處。但不廢舊宮。名行幸之日。加掃除許之。河陽と之淀河の北岸なれど。又嵯峨帝の造らせ給ひし離宮。又て今。山崎村離宮八幡。そ其宮跡なる。

國分寺 當國當初の祈禱道場も太秦の廣隆寺。又て長岡

大 路

遷府の後も現在せる紀伊郡竹田の國分寺なり 雜冠井
又京都東山の六道珍皇寺を國分尼寺とす

當國相樂郡瓶原より國分寺の跡とてあるを山城國分寺とする。誤れり
天平十八年九月恭仁宮大極殿施入國分寺とある。大和の總國分寺即
南都東大寺を指すなり。聖武帝の恭仁宮を建てらるゝ相樂郡を大和より
屬せしめ國號を大養德國と改められしが六年の後此宮を廢し國號も
復舊せらる是時と大佛造立國分置寺の初期より天平十九年九月勅充
金光明寺食封一千戸など東大寺要錄より見ゆ。大極殿施入之其前年より
此殿趾を國分寺の跡と傳へたるまでなり。山城國府と之相距る十餘里
なるをや。○國分寺の事と更に次條云ふを見よ

總社 中世以降國府の附近より一國の名神を合祀し國司
奉幣の便宜より供す是を總社と稱す。山城の總社を古來
所說なし。されど長岡遷府の後も左の御社なりと覺ゆ

乙訓神社

乙訓神社の祭神火雷神と松尾より後より賀茂建角身神を並齊せらる

故より角宮とも申すなり。賀茂松尾と帝城守護の名神大社なれど國司の
奉幣この二神を主として其他より及すと知るべし。○社地も長岡の西丘
上より國府との便宜より適へり

○總社國分寺と國府の所在を證すべきもの以下毎國府の條より必寺社を
附記す。但尼寺と存者甚少し故より々記入せず。○國府コフ國分コクブ
と呼び分つ故より鴻池鴻臺幸原高館など總て國府の遺稱なり

○國分寺と鎮護國家の祈禱所を每國より置かるゝよりの名より其正稱也。
僧寺を金光明四天王護國之寺といひ尼寺を法華滅罪之寺といふなり
神龜五年金光明經六百四十卷頒於諸國國別十卷先是諸國所有或八卷
或四卷至是寫備頒下經到日即使轉讀爲令國家平安也。とある是其溢觕。

國分寺の名より天平十三年正月始て見ゆ。其二月勅あり

古之明王皆能光業國泰人樂頃者疫病頻至懇懃交集案經云若有國土恭敬此經王者四王常來擁護一切災障皆使消燬恒生歡喜者宜天下諸國造塔寫經其造塔之寺兼爲國華必擇好處國司等各宜務嚴飾兼盡潔清云々
諸國の官寺と天武帝より創む聖武帝より神龜以後數次より造像寫經の
勅あり天平十二年より天下諸國每國法華經十部ともありき此勅語より
國華好處嚴飾潔清等の字句あれど地形工作共より意を致されしを知る
又國の守介様目等新より任所に入る者必國分寺より詣り戒を受くる法制
あり故より國府の近地より造設し兼て衆庶の參拜より便ならしむるなり

されど諸國中より從來の官寺を其儘よ祈禱の道場よ充てしもあり又遠國にて之を造営よ着手せざるもあり仍て同十九年更よ勅使を諸道よ分遣し寺地を檢し三年を限りて造立せしむ天平寶字三年十一月頒下國分二寺圖於天下諸國とあれ此時猶其功全く成らざりしよや

山崎

驛馬二十疋○京都より今程凡三里

山城國乙訓郡大山崎村(山崎郷)天王山下淀河北岸

大同二年十月官符 應減省驛馬參百肆拾疋事

山城國山崎驛十疋元卅疋

攝津國五驛七十五疋減驛別十五疋
鐵道停車場あり

播磨國九驛四十五疋

備前國四驛廿疋

備中國五驛廿五疋

備後國五驛廿五疋

安藝國十三驛六十五疋

周防國十驛五十疋

長門國五驛廿五疋

已上五十一驛驛別減五疋

右検案内。太宰府解稱筑前國九驛。豊前國二驛。總十一箇驛。是從府下向京之大路。元來驛別置馬廿疋。而今貢上雜物。減省過半。遞送之勞少於舊日。人馬徒多。乘用有餘。望請。

驛別減五疋。以十五疋爲定者。云々。一府之馬既從減省。路次諸國亦依件減。

○山崎橋之神龜三年再造する所よて淀河の架橋なり大和より通路よて南岸橋本村ぞ橋趾なる又河内紀伊の兩路も此處より分るゝなり(小路)山崎村の西端關戸を國界とす戰國時代よ關門おきしと云ふ

○山崎の地よ陸路の首驛のみならず海路も亦此處より起程とするなり西海道の官人よ太宰帥大貳よ陸路を取るも少貳以下國司島司皆海路より來往するなり大同元年官符よ山陽道觀察使言驛戸百姓遞送使命山谷嶮深人馬疲勞。望請當道諸國司等准西海道一從海路令赴任所者。依請とあり江匡房の遊女記よ自山城國與度津(紀伊郡淀澤)浮亘川西行一日。謂之河陽往返於山陽南海西海之者莫不遵此路。とあり播磨以下國府より京都よ往來する日程よ海路とあるも此故なり

大原

攝津三島郡太田村

殖村

同國豐能郡梗坂村

和銅四年正月山背相樂郡岡田驛。綏喜郡山本驛。河内交野郡楠葉驛。攝津島上郡大原驛。島下郡殖村驛。置く是れ帝京を奈良よ定められて東國西國の驛路を建てしなり大原殖村廢止年久しく驛趾未詳なれど暫く

此二地を指定す大同滅馬、攝津五驛とありて延喜式と三驛なり其廢止と天長中國府遷移の時と覺ゆ郡界の變轉と古今其例甚多し尙次條説くを見よ○近來豊島能勢合郡して豊能郡と云ふ

草野 驛馬十三疋○山崎より凡五里

攝津國、豊島郡、萱野村(驛家郷)箕面山下まで國道と當る

上の大阪殖村と奈良の京よりの驛次より攝津の國衙の難波宮と在りし時代なれど其通路として殖村之南方へ置きしなり平安京となり又國府も北より更に草野驛を置き舊驛兩家と廢せられたり

攝津國府 當國を難波津とて津國と稱す天武帝の難波宮職を置かれ國務を兼攝せしむるゝ及び攝津職と稱す此時の政所も玉造坂^大より在りき延暦十三年難波宮を停められ舊稱のまゝ攝津國と稱す同二十四年十一月國治を江頭より移す江頭とも河邊郡より伊丹町^{河邊}の西北なる鴻池是其府趾なり此府より二十餘年^{天長二年}豊島郡家の

南より又二十年を経て難波の舊地と復れり

承和十一年十二月攝津國言依去天長二年承和二年兩度勅旨定河邊郡爲奈野可移國府而今國弊民疲請停遷彼曠野以鴻臚館爲國府且加修理者許之とあれど爲奈野より建府せられんとせしなり鴻臚館と難波宮の外賓館より玉造の眞田山其址なりといへる是れ復舊なり玉造と東生郡より延喜式和名抄共に京都への行程一日とす

伊呂波字類抄より府在西生郡とあるを東西を誤るなり此二郡と古書皆東生西成とす其東生の誤寫なると云ふまでもなけん
國分寺 天平十六年難波宮を更に皇京と定められし時
四天王寺を護國祈禱の道場とせられ河邊遷府の後も
昆陽寺ぞ國分寺なる天平五年行基開基

四天王寺東門外國分町より國分禪寺あり國治の難波より復歸せし時より舊貫より天王寺より四天王寺より禪寺所まうけられき其廢墟より就きて承應中再興せしもの又南長柄村より國分寺あり尼寺の遺墟より就き同時代の再造より係ると覺ゆ

賣布之河邊郡ニ二社あり一之鴻池の北なる米谷マイタニ鎮座一之山中奉幣の總社なりしが後世變轉して山中の本社より總社の名を傳へたり生玉之生國靈咲國靈を正稱とすれど神祇官の生島足島の神と同じと世よ之云ふなり想ふよ此御社を難波大社と申せし津國の國靈として住吉廣田等の大名神を齋き合せしものは即總社にて生イク咲サツ之謂ゆる稱辭なり舊社之大阪城内の地より難波宮時代よりの奉祀とぞ現社地之天正中豊公築城の時より移轉せしめられたるなり

昆陽 河邊郡昆陽村

大同滅馬の官符攝津國五驛驛別二十疋とあり此五驛之大原殖村を東二驛とし葦屋須磨を西二驛として中間一驛なくをあらず故より國府近傍より就き昆陽驛を補ふされど大原殖村と同時より廢され延喜式より草野葦屋須磨の三驛のみ此村近來稻野村となる鴻池の南一里

葦屋 驛馬十二疋○草野より凡五里

同國武庫郡葦屋村(鬼原郡葦屋郷)近來武庫合郡

西宮町の北より六甲山の麓なれど上世より此邊まで海なりしかを歌枕の名所より葦屋浦葦屋濱などよめり

須磨 驛馬十三疋○葦屋より凡四里

同國同郡須磨村(八部郡須磨郷)合郡同上

東西より分れ古來名高き月の名所なり須磨寺あたりを上野といふ驛家此邊なりと云傳ふ

○須磨關 大化二年畿内四至を定めらる東も名墾横河伊賀

南も紀伊兄山西も明石櫛淵北も近江合坂以内を畿内國とし又關塞驛傳の制も定めらる須磨合坂兩關此時創置せられ延暦十四年廢停と覺ゆ

大寶令軍防凡置關應守固者並置配兵士分番上下
大寶律(衛禁)凡私度關者三關徒一年攝津長門減一等

延暦八年不破鈴鹿愛發三關を廢撤せられ同十四年逢坂關を停めらる須磨も同時廢關となりしなり其後逢坂鈴鹿不破三關復舊ありしかど須磨之永く廢停みて幾夜ねざめんすまの關守などの歌也追想のみ須磨之隅より畿内西隅の義なるべし櫛淵其地未詳なれど明石浦との中間とすれば一谷二谷三谷を指して云へるか此谷々之海岸より出入し凹凸状なせを櫛淵とも名づくべし攝津攝磨の國界なり

明石 驛馬三十疋○須磨より凡三里

播磨國明石郡明石町(明石郷)

大藏谷より休天神の小祠あり菅右相左遷の路すがら此地より憩ひ驛長よ
一詩を與へらる其轉結よ驛長勿驚時變改。一榮一落是春秋。
此驛の馬數甚多き之西北三里よ魚住泊あり西國來往の舟路途中此
港泊より出入す天平中より其事見の天長九年の官符よ
魚住泊在明石郡海崖諸國入京要路云々宜早勤造作者其料物用正稅と
あり貞觀九年よも修造の命あり延喜中三善清行意見封事よも此泊の
事を載す蓋明石海峽之時々風浪の恐あれ此地より出入する者多し
陸運三十疋を備ふるも此故なり

賀古 驛馬四十疋○明石より凡五里

**同國印南郡加古川町賀古郡賀古郷(加古川流路の變轉よて
郡界の移轉せしなり)**

播磨風土記よ賀古郡驛家里由驛家爲名とあり○此驛も南二里よ韓泊
あり海舶の出入と魚住よ同し今之福泊といふ次の室原條下を見よ

佐突 印南郡佐土村

承和六年二月播磨國印南郡佐突驛家依舊建立とあり佐突郷國用佐土。

と和名抄よ見ゆ今も佐土村あり國道よ沿へり前後驛と里程遠くあら
ざれを時よ廢置ありと覺ゆ延喜式不載

播磨國府 飾磨郡(上五日下三日)姫路市

古より飾磨の市と唱へ市東を流る、飾磨川を市川と呼へり又四近の
村里よ亘りて國衙莊とも稱す府趾と姫山即ち姫路城内
公式令よ馬行一日七十里歩行五十里車行三十里とあり五十里之今程
八里餘なり上五日と之京都よ上る日數よて朝集使貢調使など四度使
來往の行程なり京都姫路相距る三十四里なれど上路之今程一日七里
下路之十一里餘よ當る海路と山崎驛の條下を見よ

國分寺 市川の東よ國分寺村あり牛寺と呼ふ御國野村

寺記よ南大門より奥院まで二里東院西院の間六十餘町と牛寺と東院
よて市殿村の國府寺と西院の遺稱と覺ゆ○御着村よ尼寺趾ありとぞ
總社 姫路市總社町よ伊和明神鎮座これ總社よて市の
總鎮守とす祭神九所御靈と國靈九神を合祀せしなり

草上 驛馬三十疋○賀古より凡五里

同國飾磨郡白國村(草上郷姫路市北半里)

寶龜四年二月、播磨國言。飾磨郡草上驛、驛戸便田、鐵依官符、捨四天王寺、以比郡田遙授驛戸。由是不得耕田受弊彌甚。至是、勅班給驛戸。○總社社傳より、養和元年正月、草上郷射楯兵主神奉伴とあり、射楯本社之同郡辻井村より辻井之白國村と共に姫路の北より並べて其區域を草上郷とすべし。白國より長者屋敷とて存する。草上驛長の墟なり。此村國衙莊に屬す。播磨風土記より枚野里より新羅訓村あり。白國と同地なり。や記また巨智里より草上村あり。巨智之古知莊と稱して書寫山の北陰よりあれを大路の置驛より通はすされを兩地共より同名異地とすべし。

室原 指保郡室津

播磨風土記より室原泊。此泊防風如室。とあり。萬葉集よりも多く見え古今來名高き港灣なり。○延喜十四年三善清行が上奏せし意見封事より。山陽西海南海三道舟船海行之程。自樅生泊至韓泊。一日行。自輪田泊至魚住泊。一日行。自魚住泊至大輪田泊。一日行。自大輪田泊至川尻。一日行。樅生之ムロフより室原なり。官人の此泊より出入するも亦多しされど草上驛へ六里餘より津頭より驛家を置かざるべからず。大同官符より九驛とある。一驛として加ふ草上の驛馬三十疋なるも此泊あるがため。和名抄居處部より館ムロヅミとあるを引き舟泊の室より充つるをわろし周防長門より室津あり。土佐より室戸あり。何れも防風如室の義なり。

大市 驛馬二十疋○草上より凡三里

同國揖保郡大市村(大市郷)

姫路より龍野への通路。この驛路より草上より野磨まで至る十餘里。國道の西より亘り故道猶存す。此驛より美作路わかる。

布勢 驛馬二十疋○大市より凡四里

同國同郡布施村(布勢郷)龍野町西二里

高田 驛馬二十疋○布勢より凡四里

同國赤穂郡高田村(高田郷)舊稱高田宿

野磨 驛馬二十疋○高田より凡四里

同國同郡山之里村(野磨郷)鐵道上郡驛と接す

坂長 驛馬二十疋○野磨より凡四里

備前國和氣郡三石村(坂長郷)

播備の國界なる舟坂山と坂長けれど此名あり。其西麓より三石停車場

を置く上古此地は和氣關を置かれき關川と呼ぶ細流あり

〔藤野 同郡藤野村〕

養老五年、備前國邑久赤坂二郡の地を削ぎ藤原郡を置き神龜三年、藤野郡と改稱す。天平神護二年、備前國言、藤野郡承山陽驛路送迎相尋。馬疲人苦。請割邑久郡赤坂郡上道郡六郷隸藤野郡許之。かくて神護景雲三年又郡名を和氣と改めしが延暦七年より和氣川の西より移して藤野之廢驛となりぬ。○和氣川を吉備川を正稱とす今之東大川と呼ぶ。

珂磨 驛馬二十疋。○坂長より凡五里

同國磐梨郡可眞村珂磨郷

延暦七年六月、備前國言、和氣郡河西百姓一百七十餘人、欵田、己等元是赤坂上道二郡東邊之民也。去天平神護二年割隸和氣郡中、有大河、每遭雨水、公私難通、屢缺公務。請河西新建磐梨郡其藤野驛家遷置河西以避水難。許之とあり、其河西の遷驛之即ちこの珂磨驛なり。萬富鐵道驛の北一里餘。

高月 驛馬二十疋。○珂磨より凡四里

同國赤坂郡高月村高月郷(磐梨赤坂近來合郡して赤磐郡)

備前國府 上道郡海路九日下四日 國府市場祇園湯迫等合し 高島村と稱す

國廳宮とて府趾存す。○西大川即旭川を隔て岡山市の東北一里に在り和名抄より府在御野郡とあり想ふ。旭川の水害などよて國府移轉の事あり。其後また舊地より復せしものなるべし(年代未詳)相模國府在大住郡とある同例より國府の位置を變する。諸國姓々あり(攝津信濃等)。

御野郡より府趾を索むれを岡山市の西なる三門ぞ其地なるべき國府を

遠の御門といふ。萬葉集より見え伊豆舊府とも同じ遺名あり御野郡の

三門より天神社國神社の廢墟ありと傳ふ。是れ總社のなごりとすべし

國分寺 高月村の馬屋に寺趾あり國府の北一里

津高 驛馬二十疋。○高月より凡四里

同國津高郡一宮村(驛家郷)津高御野合郡して御津郡

當國一宮吉備津神社鎮座。○村より馬屋上馬屋下の地あり驛趾とす

○吉備中山之前中の國界より國幣中社吉備津彦の御社及び御墓ませり

一宮より山つゝさにて其地を宮内といふ吉備郡眞金村に屬す

津峴 驛馬二十疋○津高より凡三里

備中國窪屋郡宿村(都宇郡驛家郷)都宇窪屋合郡よて都窪郡

都宇之津を延へたるもの兩郡界よ坂路あり峠と峠よ同し大坂と註す
出雲風土記楯縫郡よ峠之社あり同じくサカとよむべし
宿村之其西麓よて國道よ當る近來山手村となる郡界の變轉して夙く
より窪屋よ屬したるなり

備中國府 賀陽郡上九日下五日總社町吉備郡となる
海路十二日

府趾とて國府天神あり國道より西北よ入る一里高梁路よ係れり
國分寺 窪屋郡三須村上林よ寺趾あり山手村よ接す尼寺の趾もありとぞ

總社 總社町神樂岡鎮座

河邊 驛馬二十疋○津峠より凡三里

同國下道郡川邊村(河邊郷)下道賀陽合郡して吉備郡

備中大川上流を松山川と呼び下流を河邊川と云ふ驛家其西岸よ臨む
今も國道の宿次なり

小田 驛馬二十疋○河邊より凡四里

同國小田郡矢掛町(驛家郷)

大同官符よ備中五驛とあれども延喜式よと四驛のみ其一驛いま知る
べからず小田驛家を小田村として之路程かなはず

後月 驛馬二十疋○小田より凡三里

同國後月郡七日市(驛家郷)西一里餘堺森これ中後の國界也
安那 驛馬二十疋○後月より凡四里

備後國安那郡神邊町(安那郷)安那深津合郡よて深安郡

安那郷之川南川北二邑よ分れ川北村の黃葉山よ天別豐姫神社あれを
二邑を神邊町と呼ぶ國道の宿次なり此社恐く之舊府の總社ならん

品治 驛馬二十疋○安那より凡三里

同國品治郡近田村(驛家郷)品治葦田合郡して葦品郡

馬宿山最明寺ありて驛趾と云ひ傳ふ驛路と神邊よて分れ國道より北
亘るなり

備後國府 草田郡 上十一日下六日 **府中町** 尾道市北六里許

國府村府中市の兩邑なりしが合して府中町となる國府之一時府川と
變稱せし事もありき

國分寺 安那郡下御領村

御領之神邊町の東北一里よて備中の界よ接す國分寺のかゝる東隅よ
在りて國府と相距る七八里なるを不審なれども想ふ國衙の最初之
神邊よ置かれ後よ草田國府となりしか遷府之上の備前及び安藝相摸
信濃陸奥など同例あり又山城條下よ云ひし如く舊來の官寺を其儘よ
祈禱道場よ充てしか或之本寺焼失して代寺なりや其例も亦多し

總社 府中町の廣谷よ總社小野宮明神とて鎮座

草田 驛馬二十疋○品治より凡三里

同國同郡府中市(草田郷)原佚今補

大同官符よ備後五驛とあり延喜式之三驛のみ和名抄よ草田驛家あり

式之脱佚せしと覺ゆ故よ本驛を加ふ他の一驛之次の柘原なり

壹度 驛馬二十疋○草田より凡四里

同國御調郡市村壹度郷

イット市戸の訛り式抄兩書共よ者度とあるより種々の説あり草體相
似たれど誤寫したるもの抄の訓註よ伊都土とあり壹度を正字とす

眞良 驛馬二十疋○壹度より凡五里

安藝國豊田郡眞良村(眞良郷)

備藝の國境之山路頗峻し許山越といふ近來諸邑合同して高坂村とす
元來沼田郡の地なりしが中世豊田郡よ合せらる
和名抄眞良の字註よ信羅を以てすべシナラとよむべシナラと平の
義よて南都の奈良も距ならずより起る此地も山路削平より此名あり
と覺ゆシトゲ仕途シナス仕成など其語同し

梨葉 驛馬二十疋○眞良より凡四里

同國同郡上北方村(梨葉郷)

梨葉郷分れて南方北方となる南方よ小梨の遺稱ありといふ○驛路と

沼田川より沿ひ西北賀茂郡高屋郷に入る今の白市鐵道驛と東高屋なり
木綿 驛馬二十疋○梨葉より凡五里

同國賀茂郡西條町(木綿郷)

木綿郷も東條西條より分る西條よりエフヅクリの故名を存すとぞ驛家之
國道の四日市より西條停車場あり

大山 驛馬二十疋○木綿より凡三里

同國同郡川上村(大山郷)大弓とある之誤書

驛趾未詳なれど宗吉なりと覺ゆ鐵道驛八本松のあたり是より瀬野崎
即ち大山より賀茂安藝郡界の分水嶺なり故より近來合村して川上とす
北朝應安中今川了俊の路の記より今夜之高屋といふ里より止まりぬ又の
日之大山といふ山路こえ侍る云々此山すぎて瀬野といふ里あり

荒山 驛馬二十疋○大山より凡三里

同國安藝郡中野村(荒山郷)宗山とある之誤寫

荒山の名を村中より存し又長者原といふもあり驛趾とす

安藝國府 安藝郡海路十四日下七日府中村 廣島市東一里

海田市中山等の村邑を總て國府莊と稱したりき。

國分寺 賀茂郡吉行村常行院又國分尼寺の趾も存すと云ふ

吉行之西條町の東北より國府と東西相距る八里許想ふよ西條の正南
一里より長者原あり原上の小阜を鏡山と云ふ後世の事ながら大永中より
大内氏この山より築きて一方の鎮城としたりきされ心形勝の地として
當初の國衙を此山より建てられ香美驛など置かれ從て國分寺も府側の
好地より造立されしならん水火の變災に國府より移され驛家も木綿郷に
替へられ國分寺のみ依然として舊地より存せしなるべし其變轉の年代
今知る可らず猶信濃相模兩府の條下を見よ

總社 多家神社 三宮總社大明神とて府中村鎮座

○承和五年五月安藝國言管内山路嶮岨驛家十一所每驛所置驛子一百二十
人送迎繁多其勞倍他國始自今年減公廐稻三萬一千二百束加舉以收其息
利以充驛子料許之とあり是れ東隅の眞良驛より西境の遠管驛より至る山
陽本道の十一驛なり然るよ大同官符十三驛とありて延喜式より載せたる
之十四驛なり二三驛を多くす因て驛名と地理とを檢して國府より東より

海山兩路あるを知る眞良より荒山よ至る五驛と山路よて山陽本道なり
其海岸路の驛次と備後の柘原驛を新補して四驛とす其驛路と左の如し
但し備後の市村より南下して直よ海岸の三原町へ出づるなり

柘原 驛馬二十疋○壹度より凡五里

備後國御調郡三原町(柘原郷)柘原とあると誤書

大同官符よ備後五驛とあれども式よ之三驛のみ故よ革田柘原を加ふ
和名抄郷名よ柘原美波良と訓註す是れ柘と柘と草體より誤寫せる者
筑前糟屋郡よと柘原久波良と註す其誤字なる證すべし柘と桑の一種
よて豆美といふ萬葉集よ柘枝など歌句よめり美波良と其上略よて
元慶二年五月令進備後國柘弓百枚と見ゆ此國此材あるの證なり

安直 驛馬二十疋○柘原より凡四里

安藝國豊田郡能地村安直郷

郷域驛趾共よ未詳なれども能地の海滨を味方と呼ふ是れ安直瀬なり
因て此地よ定む忠海町の東よて近來佐江崎村となる

都宇 驛馬二十疋○安直より凡六里

同國賀茂郡三津町(豊田郡都宇郷)

廣村 驛馬二十疋○都宇より凡五里

同國同郡廣村鹿附とあると誤寫

都宇と津の音を延へたるもの備中都宇郡よ津幌驛あるを見合すべし
此郷中世其郡域を變す○三津浦以西を海邊筋と呼へり

○此沿海の驛路と何故よ置きしやと云ふよ造船所用の通路なれとなり
推古帝二十六年遣河邊臣於安藝國令造船白雉元年於安藝國使造百濟
舶二隻天平十八年令安藝國造船二艘天平寶字五年造遣唐使船四隻於
安藝國寶龜二年造入唐使船於安藝國同六年造遣唐使船四艘於安藝國
同九年造船二艘於安藝國爲送唐客也

本國をして大船海舶を建造せしむること歴世かくの如し又舟木と云ふ
郷名と安藝豊田高田の三郡各一所あり其船材よ富めるも亦證すべし○
倉椅島(安藝郡)古より船匠多く住居し大小の造船所ありと云へて此地へ
通行路として海岸よ驛家を置かれしなり大同頃まで之三津浦より倉椅
へ舟路來往せしが其後事故ありて更よ一驛を廣村よ建てられしと覺ゆ
是れ十三驛十四驛の増減ある所以なり其事故とて延暦以後三十年よて

一致とは何ぞや。日本海に依りて大陸より分離したる日本が、大陸に比較して甚だ多く獨立の氣反撥の氣に富めるが如く、瀬戸内海に依りて日本の本土より分離したる四國九州は、本土に比較して更に多く獨立の氣反撥の氣に富める、是れ一致也。日本海が、神代より今代に及び、更に將來に連りて、日本の歴史と重大なる關係をなすの運命を免れざるが如く、瀬戸内海は、嘗つて日本の歴史を進出するの源泉たりし経験ある、是れ一致也。

矛盾とは何ぞや。日本海は大陸より大島を分離せしめたる大仕事なれば、手腕粗大にして、斧を用ひ荒削りとなせしが如き痕あり。莽蒼跌宕也。幽澹荒涼也。風光人を傷ましむるに足ると雖も、毫も樂みを與へざる也。而して、西伯利亞より滿州を渡り来る寒冷の風は、殆んど日本海岸の景色より美彩を奪ひ盡さずば已まざらんとする。之を、瀬戸内海の較や小細工的にして、繪画の如く、彫刻の如

く、中に無数の島嶼を含み、山陰山陽の脊梁山脈が日本海の冷風を防ぎて、常春の温暖と湖水の如き平和とを保たしむるに比較し来れば、到底同一の地理學的作用に結果したるものと信ずること能はざらんとす。故に爾云ふ也。

特殊の地理學的作用に成りたる島地にて、恰も暖流寒流相交はあるの處に位置し、巖骨高く聳えて地勢氣度なれば、四國の海水概ね深く、千島群島の東南には世界最深と稱せらるゝ海床あり、全領域の土石草木皆特殊の發達をなし、特殊の姿致を呈して、斷じて他に見ざるの秀麗なる風景を作り、之に隨伴して、海草類の發育の狀態も亦著しく他と異り、寒暖兩潮流に乘じて至るの魚族も、日本の領海内に入るに及びて、特殊の形體と資質とを生じ來り、勁健敏捷にして容易に人に捉へられず、而も其肉味の芳美なること、之を鈍問にして大味なる大陸附近の魚族と同一視すべからざる也。

此地之嚴島と相對し海峡相距る四百間餘南北二里許大野瀬戸と呼ぶ
遠管 驛馬二十疋○喰渡より凡三里

同國同郡小方村(遠管郷)

小方之遠管潟なり上の味方より同じ玖波鐵道驛の南なり
○天平六年九月制安藝周防二國以大竹川爲界この川之小瀬川とも云た
木野川とも呼び今も國界なり

石國 驛馬二十疋○遠管より凡三里

周防國玖珂郡藤河村石國郷

岩國山の西陰より錦川より沿へど岩國町の北より在り關戸を驛趾とす
○大同官符より周防國十驛とあれど延喜式之八驛のみ其二驛未詳

野口 驛馬二十疋○石國より凡三里

同國同郡野口村(玖珂郷)

國道より當れる欽明寺跡の西麓より在る小村落なり西半里を玖珂村とす
今之同村より屬す○橋爲仲家集より宇佐の使よりまかりしよ周防國野口の
驛家よりよりたるより月いとあかしと前書して利歌一首を載す爲仲

延久承保ごろの人なり

周防 驛馬二十疋○野口より凡三里

同國熊毛郡小周防村(周防郷)

寶龜十年紀より周防郡の名見ゆ其後熊毛郡よりせらる故より郡より對して
村を小周防と云ひしなり○鐵道島田驛の東より當り國道より南なり

生屋 驛馬二十疋○周防より凡三里

同國都濃郡生野屋(生屋郷)國道末武北村
平野 驛馬二十疋○生屋より凡三里

周防國府 佐波郡(上十九日下十日)
海路二十一日 防府町

東佐波領より國衙の地あり里人之其區域を國府八町と呼ぶ是れ府趾○
近來東西佐波領及び宮市三田尻を總へて防府町と稱す

國分寺 東佐波領より堂宇現存

總社 松崎天神を總鎮守神とす總社町鎮座宮市と稱す

勝間 驛馬二十疋。○平野より凡四里

同國同郡西佐波領(勝間郷)

西佐波領馬屋田の地あり。○安和中清原元輔この國の守となりし時
勝馬の驛家より子日遊せし事その家集見ゆ

八千 驛馬二十疋。○勝間より凡三里

同國吉敷郡臺道村(八千郷)

臺道と屋道ヤチの誤字なれど今之音讀してダイドウと呼ぶ鐵道驛よ
てと大道とさへ書くなり

賀寶 驛馬二十疋。○八千より凡三里

同國同郡嘉川村(賀寶郷)

嘉川と賀寶川の中略より亦鐵道驛あり。○此驛より國界の山路よ入る
阿潭

驛馬二十疋。○賀寶より凡五里

長門國厚狹郡吉見村

アタミを仇身として仇を嫌ひ吉見と改めしとぞ昔之持世寺よ微温の

鍼泉ありしと傳ふさらぞ温水アタミなり仇よ之あらじ

厚狹 驛馬二十疋。○阿潭より凡三里

同國同郡厚狹市(厚狹郷)

厚狹之東西南の三村よ分る厚西村よ厚狹市あり驛趾とす。○厚狹古稱
アツサ後世之アザと唱ふ

埴生 驛馬二十疋。○厚狹より凡三里

同國同郡埴生村(驛家郷)

驛家郷之阿潭埴生いづ方なりや知らず暫く此驛を掛く。○近來津布田
福田等と合同して生田村となる

宅賀 驛馬二十疋。○埴生より凡三里

同國豊浦郡小月村(驛家郷)

吉田川南流十里此村の東よて海よ入る本名を多羅川と云ふタラタカ
一音の轉のみ。○此驛より山陰道へ赴く岐路あり小路の條よ云ふべし

長門國府 豊浦郡上廿一日下十一日長府町府中とも云ひき

國分寺 長府逢坂より寺趾あり元和中毛利侯再建明治二十三年廢毀○尼寺の趾も松小田に存す

總社

同總社町鎮座壇之上とて天神地祇を祭られし墟あり

驅門 驛馬二十疋○宅賀より凡四里

同國同郡赤間關市 臨門とある之誤寫

龜山八幡の丘下より唐戸町あり即ち驛家の趾○欽明紀より修治穴門館大同元年五月勅安藝周防等國驛館本備蕃客云々蕃客來朝便從海路其破損者農閑修理但長門國驛者近臨海邊爲人所見勿減前制又和名抄より臨海樓在長門國とはれ此館舍より三韓朝貢以來の建造なり

穴門は長門の前名より早鞆瀬戸之豊前國と地つづき其地下の洞門を海潮出入するより穴門と云ふなり地峠の崩れて海峡となりしより穴門アナガトを上略してナガト長門の好字より改められしなり又驅門カラト之韓泊より韓國往來の泊船門よりの名なるなり

○赤間關 長門關また下關とも稱す外蕃來航を監査する國防上の必要とて此地より關門建てられしも天智帝の御時と覺ゆ

衛禁律より私度關者三關徒一年攝津長門減一等とある之此關門なり○貞觀十一年官符より豊浦軍團軍毅二人下關權軍毅一人兵士百人長門國解稱公私往來不論陸海共經此關不置關戍無呵出入望請依件分配以備警固依請とあり○赤間の稱之上古より赤間物部赤間稻置等あれを此地の固有なる之論なし赤間或之赤馬と書くより近來略して馬關と呼ぶ下關の稱之周防國長島の上關より對して海路より起りしものなり

長門城

天智帝四年築城於長門國とあるも赤間關市の中央なる城山より豊浦軍團も亦此城より置かれしなり

延暦廿一年長門國言去天平十一年五月官符諸國兵士皆悉暫停但三關并陸奥出羽越後長門及太宰府管内諸國等兵士依常勿改者然則此國與太宰府管内接境勘過上下雜物常共警處無異邊要望請依舊置兵士五百人以備不虞依請とあり延暦の初め諸國廢關の事あり長門關も其兵備を一旦停止せられしを此時又再置したるものと覺ゆ後世の事ながら元寇の變より長門警固使を置きしも此城山より太閤征韓とも陣營を構へしと傳ふ○城山之龜山の西より兩山相望みて海岸より對立す其間の平地之海湾の狀をなす即はカラトの跡より今之市井般賑の場なり

驛馬十五疋○驅門より舟路一里許

豊前國企救郡門司市

市の總鎮守神を甲宗八幡と申すヨソの訛なり社地之市の東北丘上より赤間關の龜山と相向ふ丘下の海岸こそ門司關の趾なれ大同二年十月太宰府言筑前九驛豊前二驛總十一驛是向京大路也元來驛別置馬二十疋今貢物減半遞送之勞少於舊日望請驛別減五疋者依請此許可ありて毎驛十五疋を定限とし從て山陽道も驛馬數を減せられしと上より記せるが如し大同官付と云ふ是なり

門司關 豊前關を正稱とす門司とは關門司廳より出でしもの歌枕よ文字關などと用ゐる上より云ふ八幡町の海岸を元門司と呼ぶ今日之赤間關と并稱して關門とす

貞觀八年四月謹責豊前長門國司等曰關門出入理用過所(旅行券)而今唐人入京任意經過是國宰不慎督察關司不責過所之所致自今以後若有警忽必處嚴科

到津 驛馬十五疋○社崎より凡三里

同國同郡板櫃村 小倉市西

天平十二年九月太宰少貳藤原廣嗣が君側の惡を除かんとて兵を起し東上せしをり官兵之を板櫃河より防ぎ廣嗣竟々敗死す即ち此地なり

成見 驛馬十五疋○到津より凡三里

筑前國遠賀郡黒崎町洞海の南岸

鳴水を驛趾とす○延喜式より獨見あると成の草體を俗體の獨の字よ書き僻めたるもの

夜久 驛馬十五疋○成見より凡三里

同國同郡上津役村 折尾停車場の南一里

役之夜久なり上下より分ちて上つ役と云ひしが上津役また兩村となる驛家之其下村なり

島門 驛馬二十三疋○夜久より凡三里

同國同郡島津村 尾崎廣渡等合村して近來島門村と稱す

遠賀川の葦屋の入江より注ぎ入る處にて其西岸より臨み葦屋町と接す○貞觀十五年五月太宰府言天長五年六月格曰諸國渡船二十年已上爲期買替而島門渡船二艘不知始置之時今既朽損利涉失便况又河岸頽壞渡

口潤遠公私往還紫日滯留、望請以正稅、乃買充許之。同十八年三月又言。
島門驛家在筑前國遠賀郡去太宰府二日程去肥後國七日程承前之例令
肥後國加修理令筑前國供驛具因茲肥後工夫常苦於長途筑前主守不憂
其破損望請以件驛家付筑前國永令修理者依請。

遠賀川之彦山より出て北流十五里許紀貫之が歌よ筑紫なる大渡川おほ
かた之我ひとりのみわたらる浮世かとある大渡川これなり葦屋入江と
洞海とぞ古來相通したる内海よして其北を限る一島を遠賀島といふ
島門此島の海門よ臨めしなり今日の如く兩水路に分れ僅に細渠を
通する之近き世の事なり

津日 驛馬二十二疋○島門より凡五里

同國宗像郡上八村 鐘崎と合して岬村

上八の舊名を津日浦といふ此地之九州島の北端よて玄海洋に出づる
一角を鐘御崎と云ふ津日其岬陰よして西よ向へり
島門津日兩驛也他よ比して馬數多し想ふよ岬端よ烽火臺ありて外番
來航の急を告ぐるためが凡太宰所部國放烽者明知使船不問客主舉烽
一炬若知賊者放兩炬二百艘以上放三炬と兵部式よ見ゆ又北海の濱と
漲沙朔風烈しく樽見峠などの山坂もあり且西海驛路の距離大率三里

荒自 驛馬十五疋○津日より凡四里

同國同郡在自村荒自郷原佚今補

大同官符よ筑前九驛とあれど式よ之八驛のみ故よ地理行程を計りて
此驛を加ふ津屋崎町よ接し柳の宿とも云ひき今之宮地村といふ
荒自之湯桶讀なり想ふ汝をシと云へ其反對よ自己をもシと云ふ
べしオノレ之自他均しく用ゐる語なり此例よや

席打 驛馬十五疋○荒自より凡三里

同國糟屋郡筵内村(宗像郡席内郷)郡の南隅よてあれ心

嘉保二年太宰權帥源經信西下の途次此驛よて中秋の良夜よ會ひ大樹
の下よて夜もすがら琵琶をたんせしこと古今著聞集よ見ゆ

夷守 驛馬十五疋○席打より凡三里

同國同郡立花村

驛趾未詳なれども夷守之邊塞守備の義よて防人サキモリよ同じ日向

越後より同名あり○立花山之香椎浦の東北より立ち内外海を一望し守衛置くべき要所なり此山下より夷守の驛名も適當ならんと定めたり
萬華集卷四 天平二年六月帥大伴卿忽生脚瘡云々數旬幸得平復于時弟稻公姪胡麻呂以病既療發府上京於是大監大伴百代等相送驛使共到夷守驛家聊飲悲別作歌草枕禱ゆく君を愛くしみ副ひてぞ來し鹿の濱邊を鹿濱とて博多灣の北を限る砂洲より立花山の麓より西より亘り志賀島より至るもの此歌よて夷守驛家の所在を證すべし

美濃 驛馬十五疋○夷守より凡三里

同國同郡仲原村

是亦驛趾未詳なれど北より長者原あり驛長の遺墟として此地より定む

久麻 驛馬十疋○美濃より凡二里

同國筑紫郡雜餉隈村久爾あるは誤○御笠那珂席田合稱筑紫郡雜餉之雜掌を正字とす延喜式より凡太宰府管内諸國島大帳調帳稅帳使府雜掌勘申(式部)と見ゆ此雜掌等が居住地なれど雜掌隈と云ひしなり後世太宰府天神參詣の路次となり休憩所など軒つらねしかば雜餉と文字を替へしとぞ御笠森より傍ひ太宰府へ之二里故より馬數も減す

太宰府 御笠郡上廿七日下三十日水城村府趾現存

繼體帝の御世より筑紫國造磐井その富強を持みて皇命を奉せず剥さへ新羅と謀を通じて三韓の貢物を横收す因て大連荒甲して討定せしめ其所領を收めて公邑となす宣化帝より至り官家を那津より建つ其詔より筑紫國者遐邇之所朝届去來之所關門是以海表之國候海水以來賓望天雲而奉貢自胎中之帝洎乎朕身收藏穀稼蓄積饑糧遙設凶年厚饗良客安國の方更無過此故遣阿蘇仍君運河内等屯倉之穀修造官家於那津又筑紫肥豐三圖屯倉散在懸隔難以備卒亦宜分移聚建以備非常永爲民命此官家こそ本府の起原なれ那珂郡三宅明年大伴磐を留て國政を統べしむ其後七十年聖德太子の佛經を隋國より求められ支那交通初て興る其國使を迎へんとて地を御笠縣より相し待賓館を建つ是より筑紫大館筑紫小館の稱あり尋て大館より太宰の職を置き内外の政務を當らしむ是乃太宰府なり○大化新政より筑紫太宰帥を任す又筑紫帥とも云ふ天智帝の國防の要所として都督府と稱し防人を備へ水城を築かれぬ大寶令より太宰府の職制を定めらる西海道九國三島の民籍を司らしめ訴訟を聽き稅調を勘し蕃客を待し歸化を受く其職員之

主神 刑事令史主工博士陰陽師醫師算師弩師藏司倉司藥司匠司及

大唐通事 新羅譯語 守辰 守客館 守驛館等

天平十二年少貳藤廣嗣兵を起す(既出)其平くや軍府とし將軍副將軍を置き鎮西府と改む十七年また太宰府の舊稱よ復せしむ弘仁中より鎮守府を建て東西の大鎮として特よ其任官を重んずされども昇平の久しきよ及び府政漸く頽る嘉祥中參議滋野貞主の奏議よ曰く

夫太宰府者西極之大壞中國之領袖也東以長門爲關西以新羅爲拒加以九國二島郡縣濶遠自古於今以爲重鎮因檢舊記大唐高麗新羅百濟任那等悉託此境乃得入朝或緣貢獻之事或懷歸化之心可謂諸蕃之輻湊中外之關門者也因茲有德爲帥貳才良爲監典若無其人選取辨官式部頃年以來絕而不行近得飛語云彼吏或弊目閉口似避時之人或忘耻貪財爲聚斂之吏府司國宰莫不悲傷如此不變恐囁脣不及云々是より其後朝廷渝安よして流弊益多し然れども寛仁中女眞の寇あり帥隆家急よ兵船を具へ戰士を徵し擊てこれを却く其後武藤頼兼少貳よ任じ子孫世襲して少貳氏を稱し府務一よ其手よ歸せり○安徳帝の西幸よ府樓を御座所よ充て蒙古の變よ軍議を府廷よ定む太宰府よ猶嚴存せしなり延元元年二月菊池少貳の合戦よ其府よ灰燼と成てけり都府樓纔看瓦色觀音寺獨聽鐘聲とぞ公謫居の所詠よて都府と之都督府の略なり府趾久しく世よ顯れざりしが天明中黒田侯其臣郡奉行矢野昭徳よ命して殘礎の所在を調査せしむ田畝の間よ巨石數百箇を

検出し其最隆處よ壇を築き都督府趾の碑石を建つ是よ於て千餘歳の府蹟を認むるを得るなり其地よ御笠東郷の府中と稱する所とぞ

筑前國府

當國國司も從來太宰府吏の兼帶なりしが或そ別立し或そ兼屬し大同三年三月より府國長く兩置す國司の政所よ太宰府中よありて外へ之別置せざるものと覺ゆ舊説よ通古賀村を國衙の轉として其遺墟なりとするといかゞ二日市の南よ上古賀村あるより見れど通古賀よ其出村よて國道よ當るより通の冠ありしなるべしされど延喜式よ去府行程一日とあり上古賀よや

國分寺 通古賀の北よて寺趾あり其地を國分といふ

尼寺の趾も邑西よ存す通古賀國分觀世音寺諸邑今皆水城村よ屬す○觀世音寺之南都東大寺下野藥師寺と日本三戒壇と稱す凡僧尼とならん徒之此三壇の中よ就て受戒するを古制とす今の堂宇よ元祿中再興守不混他社云々の文あれど此御社よ定む竈門山よ寶滿山とも太宰府の東北よ屹立す山頂を上宮とし山麓を下宮とす下宮よ總社なる

總社 竈門神社

古來定説を聞かずされど名神大社よまして應徳二年官符よ九國總鎮守不混他社云々の文あれど此御社よ定む竈門山よ寶滿山とも太宰府の東北よ屹立す山頂を上宮とし山麓を下宮とす下宮よ總社なる

中路 東山道○京都より鎮守府より至る

京都 既出

五條大路を東より出で賀茂河を松原より渡り鳥部野を過り汁谷越を超
ゆれ心宇治郡山科郷なり是路を平安城の東口とす○今之三條通より
栗田へ出づる也天正中より開鑿せし新道なり

山科 延暦二十三年六月停山城國山科驛加近江國勢多

驛馬數

此驛之大和の京より東山北陸へ通する驛次よて山城綏喜郡山本驛より凡五里平安京となりて停めらる

○**逢坂關** 山城近江の國界より大化新政より設置せられし
關剗なり見百五十年を経て延暦十四年八月檢近江若
狹兩國驛路廢相坂剗とあれど其後三關の一となりて
天安元年又關衛を置かる

三關之伊勢の鈴鹿美濃の不破越前の愛發より延暦八年廢撤となりぬ

逢坂の廢關之其六年後なり弘仁元年仲成の變は近江伊勢美濃の故關
を守らしむとあり爾後三關と云へば逢坂鈴鹿不破なり其後四十八年
天安元年四月始置近江國相坂大石龍華等三處之關分配國司健兒等鎮
守之唯相坂是古昔之舊關也時屬聖運不閉門鍵出入無禁年代久矣國守
紀今守上請加二處關而更始置之也關趾之今の關明神より東より
逢坂相坂合坂共よ同し○職員令國守の義解より律關者檢判之處剗者
塹柵之所是とあり剗之棧と通す棧之木柵也

勢多 驛馬三十疋○京都より凡五里

近江國栗本郡瀬田村(勢多郷)大津市東南二里

淡海の南流して勢多川となる其河口より瀬田橋あり天智の御世より架け
られしもの橋東の橋本里を驛趾とす

淡海アフミ即湖水にして鳩海又琵琶湖とも云ふチカツアフミを正稱
とす遠江より對して近江とかく湖より江の字を用ひられしと釋名より江者
公也諸水流入其中所公共也とあるより採られしもの

近江國府 栗本郡上一日下半日瀬田村

府趾未詳されど齋宮式の國府頓宮を一より瀬田頓宮とあれど同地より
神領其城なるべし

國分寺 濱田川の西岸より寺趾あり

弘仁十一年十一月近江國言國分僧寺延暦四年火災焼盡伏望以定額國昌寺就爲國分金光明寺許之とあれを此寺趾之國昌寺の墟なり又延暦十八年七月天竺人の參河國より漂着せし事あり後其人遷住近江國分寺とあるも同様再度の國分寺なり寺趾之石山路の側より其地を國分と呼ぶ石山村に入る

**總社 當國一宮建部神社 濱田村鎮座社地即神領
篠原 驛馬十五疋○勢多より凡五里**

同國野洲郡篠原村(篠原郷)

和名抄より驛家在南北と後世と大小兩村より分れ大篠原と鏡宿に接す○東海道東山道と驛路を分ちたれを馬數十五疋となりしなり

清水 驛馬十五疋○篠原より凡四里

同國蒲生郡清水鼻○觀音寺山の東麓今之老蘇村より鳥籠

彦根市東一里

同國犬上郡正法寺村○寺の山號を鳥籠山と云ふ

**天武紀より村國男依等討近江將秦友足於鳥籠山斬之とある之此地なり。歌枕の料となり床の山と用ひたり里人を鍋尻山と呼ぶ今之千本村
横川 驛馬十五疋○鳥籠より凡四里**

同國坂田郡醒井村○磨針嶺の東麓より中山道の宿次

醒井之日本武尊の膽吹山より瘴氣犯され給ひ山より出で清泉呑みて御心稍瘳と宣ひし地より今も清泉あり○天武紀より討近江軍於息長横河破之とある横河此地より今之天川また朝妻川とも呼ぶ息長之古事記萬葉集よりも見え大同中より息長莊の名もあり和名抄鄉名より見えざる之脱失なり伊賀の名聖横河と同じくヨガハとよむべし○不破關 鈴鹿伊勢愛發前と并稱して三關と云ふ天智帝の近江の志賀宮より皇居さだめられし時四境の要害として建てられし關剣なり鈴鹿關の條下より云ふを見よ

大寶令凡置關應守固者並配置兵士分番上下其三關者設鼓吹軍器國司分當守固○衛禁律凡私度關者三關徒一年延暦八年七月勅伊勢美濃越前等國曰置關之設本備非常今正朔所施區宇無外徒設關險勿用防禦遂使中外隔絕既失通利之便公私往來每致稽

留之苦無益時務有切民用思革前弊以適變通宜三國之關一切停發所有兵器糧糒運收於國府自外館舍移建於便郡。置關以來一百二十年此廢撤之植武帝の廣き大御心を仰くべしされど其崩御よと往古の恒例とて伊勢美濃越前の故關を守らしむ其後五年仲成の亂よ逢坂鈴鹿不破の三關を守らしめらる是より即位大葬には近江伊勢美濃へ固關使を差遣せらるゝ永制と之なりぬ關趾之美濃國不破郡松尾村よて大木戸の稱あり其處を流るゝ水を關の藤川と呼ぶ伊吹山之靈山と南北相對して近江美濃の國境を限る其峠際よ國道を通す關趾之峻嶮ならず寢物語の里とて人家軒つづきの中間よ國境の榜示あり

美濃國府 不破郡

上四日下二日府中村國道垂井宿の北

國分寺

同郡青野村よ寺宇存す永祿中織田公の再造といふ

仁和三年六月美濃國言國分寺災梵宇佛殿一時成焜爐席田郡定額尼寺殿堂宏麗令修御願請爲國分寺許之

總社

府中村鎮座國府宮と稱す一宮南宮の御旅所

不破

驛馬十三疋○横川より凡五里

同國同郡青野村(驛家郷)

青野大野各務野を三野と稱す青野之不破關下亘る平地よて關ヶ原これなり東よ青墓長者の墟あり近來合同して青墓村と稱す此驛之東海道尾張よ通する分歧

墨俣

驛馬六疋○不破より凡四里

同國安八郡墨俣村

原佚今補

承和二年六月官符

尾張美濃兩國界 墓俣河四艘元二艘今加二艘

布施屋二處造立墨俣河左右邊

件等河東海東山兩道之要路也渡船少數貢調擔夫等累日不得渡達宜依件令修造但渡船以正稅買備之布施屋料以救急稻充之一作之後以同色稻相續修理不得令損失

山海兩道の通路として一驛なく心あらず且尾張新溝驛と前後相距る四五里其連絡亦無かる可らず延喜式之佚脱として補ふ次驛より馬數其半を減じたるも一證なり長良川の西岸よて今も尾張路にかゝる

大野

驛馬六疋○不破より凡五里

同國大野郡郡家村(驛家郷)郡衙の遺地即驛趾なり國道北二里

方縣 驛馬六疋○大野より凡四里

同國方縣郡長良村(方縣郷)

方縣津神社あり長良川の北岸よて岐阜市と相對す○飛驒への岐路各務 驛馬六疋○方縣より凡四里

同國各務郡各務村(各務郷)

各務野の東北よ在り東南一里餘よて國道の鵜沼宿よ出づ木曾川の北岸なり此川上世よ鵜沼川と云へり

可兒 驛馬八疋○各務より凡五里

同國可兒郡久々里村(驛家郷)

泳宮ク、リノミヤの故蹟よて日本紀萬葉集等其名見ゆ。○此驛次之木曾川を渡りて國道の南を通す下街道と云ふ

土岐 驛馬十疋○可兒より凡五里

同國土岐郡土岐村(驛家郷)一日市を驛趾とす

嘉祥三年五月、美濃國言。土岐坂本二驛。途悠遠。行李難澁。負擔之辛。剝倍他處。國司雖勤存恤。猶致散亡。遞送乏人。往還多壅。因茲移送隣國。悉加搜認。而所申不屑事情。或亦容隱。追捕之次。鬪爭更成。實是不怕憲章之所致也。望請依律科罪者。依請諸國准此。○民部式よ美濃國土岐大井坂本三驛。驛子課役並免。

大井 驛馬十疋○土岐より凡五里

同國惠那郡大井村(國道の宿舎よて鐵道停車場あり)

承和五年十一月、美濃國言。惠那郡無人任使。是以大井驛家人馬共渡官舍。頗仆坂本驛子悉逃。諸使壅塞。國司使席田郡人國造真祖父令加數喰。於是逃民更歸。連蹤不絕。遂率妻子各有本土。夫見善不棄。何以責成。望請停史生一員。特置驛吏。預于把笏。令得威勢。至得其人。爲終身任。○延喜式よ美濃國。互差様目。令檢校土岐惠那兩郡驛家遞送事。

坂本 驛馬三十疋○大井より凡三里

同國同郡落合村(坂本郷)

湯舟澤の本曾川よ入る處よ落合橋あり。國道の宿舎にて中津川東一里

坂本神社ある千旦林之坂本驛の舊地と云へど前驛と距離甚近し故よ落合より定む御坂この驛より入ればなり

齊衡二年正月美濃國言惠那郡坂本驛與信濃國阿智驛相去七十四里雲山疊重路遠坂高戴星早發犯夜遲到一驛之程猶倍數驛驛子負荷常困遞送寒節之中道死者衆朝廷悲之殊降恩貸永免件驛子租調又去承和十一年舉郡給復三年雖施無限之恩徒費公家曾無所息今檢本郡課丁二百九十六人就中二百十五人爲驛子八十一人輸調庸比之諸郡衰弊尤甚請擇諸郡司之中富豪恪勤者募五位期三年內令治件郡者依請○主稅式より諸國驛馬飼養其險路使繁疋別十七束云々但美濃國坂本信濃國阿智兩驛並疋別四十五束

○傳教大師傳弘仁六年條下

大師東征之日越信濃坂其坂數十里也躡雲跨漢排霧策錫馬蹀喰風人吟吐氣猶尚不能一日行程唯宿半山纔達聚落大師見此坂艱難往還無宿齋置廣濟廣拯兩院陟黜有便公私無損美濃境內名廣濟信濃境內名廣拯

信濃坂と坂本阿智兩驛の間なる七十四里の山路なり惠奈嶽の中腹を遙るものよて日本武尊の征夷の歸途こえさせ給ひし故事より神御坂と稱し常よ御坂峠と呼ぶ東山道第一の嶮路なり○萬葉集よちくやふる神の御坂よ幣まつりとあり又推古の御世よ有蠅浮虛空以越信濃坂と見ゆ

○廣濟廣拯の兩院と謂ゆる布施屋よして行旅の山中宿所よ充てしもの

落合橋より右へ湯舟澤よ沿ひ山路よ入る今程二里許よて霧ヶ原よ至る廣濟院の趾なり御坂の頂上を二濃の國界とす東よ下る三里許よて園原の布施屋これ廣拯院かの坂上是則の歌よ園原や伏家よ生ふる寄木とある之此院をいふ阿智川の上流なり又天延三年七月東國大風信濃御坂路壞とあり其後數年よして信濃守藤原陣忠が御坂よて馬もろ共よ深谷よ落ちしこと今昔物語(二八)と見えたり

○大寶二年十二月始開美濃國岐蘇山道和銅六年七月通吉蘇路養老七年十月造危村橋とあり岐蘇吉蘇危村共よ同じ後世之木曾を通稱とす木曾山道之信濃坂の險隘なるがため木曾川の岸よ沿ひ新路を開かれしなり二十餘里よ亘る山谷なれど十年よして其功綫に成り又十年よして棧道も造られ人馬の往来を得たりと覺ゆされど中路としての東山道之後年まで御坂越之變せざりき

養老より百五十餘年の後更よ此地の境界を定めらる

天慶三年九月令美濃信濃兩國以縣坂上峯爲國界縣坂者在美濃惠那郡與信濃筑摩郡之間兩國古來相爭境界未有所決貞觀中勅遣左馬權少允藤原正範刑部少錄勒負繼雄等與兩國司臨地相定正範等檢舊記云吉蘇小吉蘇兩村是惠那郡繪上鄉之地也和銅六年以美濃信濃兩國之界徑路險隘往還甚艱仍通吉蘇路七年賜美濃守笠麻呂封邑功田小祿大目各進位階以通吉蘇路也今此地去美濃國府行程十餘日於信濃國府最爲逼近若爲信濃地者

何令美濃國司遠入而開通此路哉。由是從正範議定國界也。
縣坂之鳥居峠より實ニ東西の分水嶺なり然れども其後木曾谷之兩屬の
地となり近世遂ニ信濃西筑摩郡となる。

阿智 驛馬三十疋○坂本より十二里餘

信濃國下伊那郡會地村(驛家郷)

アチ説りテアウチとなり因て會地と書く駒場塗神中關向關等合邑し
會地村と稱す驛趾之駒場なり延暦十八年八月信濃國阿智驛驛子永免
調庸以道路險難也○驛子課役並免驛馬飼養疋別四十五束既出
此驛之御坂越の東口より三里○塗神ニ阿智神社あり日本武
尊西歸の時この山口ニ白鹿の路ニ立ち遮るあり武尊一箇の蒜を投げ
其腹に中つ鹿殪る此例より依りて此地を過ぎるもの必蒜を噛みて往く
故に蒜噛といふ後ニ塗神と改む

和名抄ニ阿智郷なく輔衆郷あり輔衆之驛家の誤書よて即ち阿智驛家
なり

◎會地關 天慶の亂ニ特ニ設けられし關塞

將門記(柏木本其後孫貞盛云々)以承平八年二月中旬自山道京上將門具

聞此言告伴類云今件貞盛會稽未遂欲報難忘若上官都讒將門身歟不如
追停貞盛蹤跡之當率百餘騎之兵火急追征以二月廿九日追著於信濃國
小縣郡國分寺之邊便帶千隈川彼此合戰貞盛免呂布之鎧遁隱山中將門
搔首空還堵邑爰貞盛千里之糧被奪一時疲馬越薄雪而越坂云々僅屆京
洛便錄度々愁由奏太政官可亂行之天罰賜於在地國

越坂ある之御坂を越ゆるなり明年十一月將門謀反の事あり此時信
濃國ニ應徵發軍兵備守境内の勅符を下されぬ是ニ於て會地の關之建
置せらる是れ曩ニ貞盛か將門の暴狀と共に御坂峠の要害をも奏上し
たるニ依れるなり中關向關相對したるも守禦の計略を證すべしされ
ど亂後之停止となり歌枕ニ逢ふの語ニかけて用ゐ或ニ榜アフチの字
をも用ゐたり

育良 驛馬十疋○阿智より凡三里

同國同郡上飯田村 飯田町西

飯田町以南阿智川以北を中世まで伊賀良莊と稱し近來伊賀良村の名
ありされど驛趾未詳いま地形と里程とを量りて此地ニ定む

賢錐 驛馬十疋○育良より凡四里

信 浪

同國上伊那郡上片桐村

宮田 驛馬十疋○賢錐より凡五里

同國同郡宮田村此路之伊那街道また中馬街道とも稱し參河路とす

深澤 驛馬十疋○宮田より凡五里

同國諏訪郡三澤村 諏訪湖の落口より中央鐵道岡谷停車場と接す

天龍川の西岸より沿へて近來駒澤橋原等と合して川岸村を建つ

覺志 驛馬十疋○深澤より凡四里

同國東筑摩郡堅石村 桔梗原の北隅より廣丘村となる○此驛より木曾路と相合ふなり今鹽尻停車場と桔梗原の東南隅なり

信濃國府 筑摩郡上廿一日下十日 松本市より國府町あり信府と稱す

當國の國府その創置之小縣郡より今も上田町の常田より國衙臺とて國府の墟あり國分兩寺と其東北より並び存す諏訪大宮とて總社もませり其筑摩郡より遷府せし年代と記録なけれども貞觀中美濃信濃の國界を

共損とあり此災よ逢ひて府廳移轉せしものと覺ゆ

國分寺 小縣郡國分寺村上田 藥師如來を八日堂と云ふ

尼寺も亦同所より存す松本市と東西相距る十三里

總社 松本市の東より總社村あり二郡總社八幡宮鎮座
筑摩安曇兩郡六百六所の神を祀るもの國の總社よりあらず眞の總社之上云ふ諏訪大社なり

筑摩 驛馬十疋○覺志より凡三里

同國同郡筑摩村原佚今補

前驛と次驛と距離六里より覺志之木曾路を受け錦織と越後路を分つ且國府附近一驛を要すれを加へぬ松本の東南より近來同市に入る

錦織 驛馬十五疋○筑摩より凡三里

同國同郡刈谷原町(錦部郷)反町金山町保福寺町等

貞觀八年二月筑摩郡錦織寺預之定額とあり錦織寺後より保福寺といふ
保福寺峠あり故十五疋を備ふ

浦野 驛馬十五疋○錦織より凡六里

同國小縣郡浦野村此驛の馬數も前驛より同し

曰理 驛馬十疋○浦野より凡三里

同國同郡上田町

町の西端なる諏訪部を古來曰理驛の遺墟と云ひ傳ふ千隈川の北岸より
沿ひ上町下町の名あり

清水 驛馬十疋○曰理より凡五里

同國佐久郡小諸町清水町とて清泉噴出の地あり

長倉 驛馬十五疋○清水より凡五里

同國同郡沓掛村碓氷峠の峻坂を受くれど十五疋の驛馬を備ふ

○碓氷關

碓氷山を信濃上野の國界とて以東の諸國を山東と呼ぶ坂東醍醐の御世より足柄關と共に關塞を置く

昌泰二年九月上野國言此國頃年強盜蜂起侵害尤甚靜等由緒皆出鐵馬之黨也何者坂東諸國富豪之輩啻以駄運物其駄之所出皆緣掠奪盜山道之駄以就海道掠海道之馬以赴山道爰依一疋之驚害百姓之命遂結群黨既成凶賊因當國隣國共以追討解散之類赴件等塙仍碓氷坂本權置道邊令加勘過兼移送相模國既畢然而非蒙官符難可據行望請碓氷足柄兩處持置關門詳勘公驗倘加勘過者依件令置唯拘奸類勿妨行旅足柄碓氷の關門此時置れ明年八月之相模國より過所を請ふの國解あり其後四十年天慶の亂より將門曰凡領八國之程一朝軍攻來者足柄碓氷固二關當禦守坂東也と近頃まで碓氷の關所とありき

坂本

驛馬十五疋○長倉より凡四里

上野國碓氷郡坂本町(坂本郷)

馬數同前碓氷關所在地より東半里の横川停車場とす信越鐵道の要處

野後 驛馬十疋○坂本より凡四里

同國同郡安中町(野後郷)

舊名野尻。永祿中改稱いま猶野尻町野尻村等の名を存す

上野國府 群馬郡 上廿九日 元總社村 高崎市

將門記天慶二年十二月條下よ將門以同月十五日遷於上野國。介藤原尙範被奪印鑑急付使追上於官都。其後領府入廳。固四門之陣。行諸國之除目且成可建王城之議。大臣納言文武百官皆以點定。但狐疑者。曆日博士而已。于時有倡伎稱八幡大菩薩使云奉授朕位於蔭子平將門爰將門塚頂再拜自製奉謚號名曰新皇。とあり將門の僭號之上野國府より行ひしなり

國分寺 總社村の西北よ寺趾あり其地を國分^{コクボ}といふ

近來東西國分引間北原諸村を合せて國府村と稱す○僧寺之東國分^{コクボ}在り尼寺之西國分なり礎石共よ存す

總社 總社明神とて元總社村鎮座

慶長中總社城を北よ築き總社町を建つ是れ元總社と稱する所以なり

群馬 驛馬十疋○野後より凡五里

同國同郡前橋市(驛家郷)

國府東一里舊名厩橋。寛延中改稱○市よ細澤町あり駒澤よて驛趾とす利根川いま市西を流るれども往昔之市東を流れしもの其舊蹟尙存す其利根川橋西よ驛家あれを厩橋の稱あるなり同所の橋林寺之舊名を本橋院といふ厩橋は由ありと覺ゆ○夫木集都より返りくるまの里人之ひとね川をや渡らざらなんとあるヒトネ川之水の干たる利根川の意よて河道の變轉を微すべし讀人不知の歌なれど鎌倉時代の所詠なるべけれ其以前よ流路を變せしなり此後應永よ天文よ東西轉流の記事も見ゆかゝる大河之大洪水ごとよ轉變するを常とせりされど今日前橋市中を流るゝ廣瀬川を直よ利根の舊河道とするといがゞ

佐位

驛馬十疋○群馬より凡五里

同國佐位郡市場村(驛家郷)伊勢崎町北二里

驛趾未詳なれど前後驛の里程を量り此地よ定む市場之多く驛家の地よあれとなり○近來佐位那波二郡を合せて佐波郡と稱し市場も西野曲澤等と合同して赤堀村と稱す

上野

新田 驛馬十疋○佐位より凡四里

同國新田郡市野井村(驛家郷) (太田町の西二里餘近來生品村と稱す)

寶龜二年十月太政官奏武藏國雖屬山道兼承海道其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛此便道也而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢去日又取同道向下野云々是れ武藏國を東海道に屬せしむる時の奏議なれど五驛の名を載せず今試みよ其驛趾を擧けん

邑樂驛

上野國邑樂郡古氷村○新田より三里

埼玉驛

武藏國埼玉郡埼玉村○邑樂より五里

足立驛

同國足立郡大宮町○埼玉より五里

豊島驛

同國豊島郡豊島村○足立より五里

乘瀬驛

同國多摩郡天沼村○豊島より四里

古氷之古郡よて邑樂郡衙の遺稱なり太田町の南より此地より妻沼あたりよて利根川を渡る○埼玉之萬葉集よも前玉埼佐吉多萬津など見ゆ利根川舊河道の岸よて行田町の東なり○大宮之官幣大社氷川神社鎮座よて此名あり武藏國造之出雲臣なれど祖神を祀り居館を建つ國司政治となりて足立國府とす驛家も亦此地に置きしなり其後國治を多摩郡よ移す其年代之武藏國府よ云ふを見よ豊島天沼も共よ海道の條下を見よ

足利

驛馬十疋○新田より凡四里

下野國足利郡足利町(驛家郷)

足利學校と國學の遺構なりとて現存す兩毛東武南鐵道の停車場あり

三鴨

驛馬十疋○足利より凡五里

同國下都賀郡下津原村(三鴨郷)

三毳山之萬葉集よも見ゆ佐野町の東よ當り平野よ横たわる大丘なり丘北を下津原とす今之岩舟村よ入る

下野國府

都賀郡 上三十四日 下十七日 國府村

橡木町の東北一里

國分寺 國分寺村よ小堂あり尼寺趾も亦存す

國道小金井東半里

總社

室明神又六所明神とて總社村鎮座

近來國府村よ入る

都賀

驛馬十疋○三鴨より凡四里

同國同郡總社村原佚今補

下野

六一

延喜式不載されど三鴨より田郡より至る七八里にて中間より國府あれを此驛を加ふ○此地之歌枕の名所として室の八島あり袋草子平治物語など其名見ゆムロと云旅舎の事なり且つ五萬長者の故事を傳ふれを是れ都賀驛長ありしを證すべし

田郡 驛馬十疋○都賀より凡四里

同國河内郡多功村(驛家郷) 國道石橋宿の東より接す
東一里許より藥師寺あり

衣川 驛馬十疋○田郡より凡四里

同國同郡石井村(衣川郷) 宇都宮市正東一里

衣川之毛野川を正稱とす一轉して衣川となり又絹川鬼怒川とも書く石井之河の西岸なり

新田 驛馬十疋○衣川より凡五里

同國鹽谷郡葛城村(芳賀郡新田郷) 喜連川町の東より接し
近來同町より入る

葛城村より長者平といふ所あり土中より燒米を出す傳云ふ鴻野長者とて後三年の役より清原氏より心を通じ八幡太郎を害せんとせしが事顯れ

燒打よせられ其墟より燒米を出すなりと即驛長の墟なり

磐上 驛馬十疋○新田より凡五里

同國那須郡湯津上村(那須郷) 黒羽町南一里

那須國造の古碑ある地より那珂川の西岸なり本郡より石上郷あり今も上下石上村ありされど郡の西隅より古道と懸隔す○湯津磐村といふ古語あれを磐を直ちユヅともよむべし

黒川 驛馬十疋○磐上より凡五里

同國同郡黒川畠村(黒川郷)

那須岳より出づる黒川の南岸より國道より本郡より石上郷あり今も入り今又那須村となる此地より北半里許を蘆野町とす猶北行するを今の國道なり古驛路也右より入りて蘆澤より出で而して北行して白河關より至るなり

○白河關 下野陸奥の國界よりて名高き關剣なり

承和二年十二月陸奥國言檢舊記白河菊多置剣以來于今四百餘歲至有越度重以決罰謹檢格律無見件剣然則雖有所犯不可輒勘而此國守因多

數出入任意。若不勘過何用爲固。加以進物雜物觸色有數商旅之輩竊買將去。望請勘過之事。一同長門謹請官裁者。依請。

此年より逆算すれば四百餘歳也。允恭の御世より當れり。仁德紀。田道戰死。より清寧紀。蝦夷内附まで。百餘年間史上更に東夷の記事なし。されど其間なる允恭の御時此關すゑらるといふと不審といふべし。但雄略紀より備尾代の蝦夷五百人を率ゐて新羅を征す云々の事見ゆ。此五百の毛人之是よりさき東夷征伐の役ありて俘囚となりし者と覺ゆ。此役ありとせむ。允恭の御世より當りて白河の關刻を置かれしをも亦推定すべし。

○關之檢判の處刻。塹柵の處(既見)とあれ。此關之察出鷹入の用のみならず。邊境守備の設置なるも亦知るべし。又元慶二年より應禁斷諸人溢入關門の官符もあるなり。

關趾と今之國道白坂より山谷を阻で、東二里許より國界より關明神ませり。寛政中白河侯石標を建て、古關跡と題す。今之白河町之永祿中白河城を今之地を移してよりの市街なり。

神龜五年四月、陸奥國請新置白河軍團許之。この年多賀築城より五年の後なり。營趾未詳なれど關山滿願寺とて行基僧正の開基と傳ふる古寺あり。此山など軍團所在地より充つべし。陸奥軍團之天平十八年官奏より六院とあり。弘仁六年官符より白河安積行方名取小田玉造六圓兵士各一千人とあり。其後七團とてある之磐城軍團なり。

雄野 驛馬十疋○黒川より凡五里

磐城國西白河郡古關村(小野郷)

舊稱旅宿にて關蹟の北接す。近來番澤中野等を合せて古關村と稱す。

○白河關以北伊達關よ至る其間を仙道六郡と總稱す。仙道之山道の吳音より文字と誤るもの。東山道の上略よて磐城の海道よ對して此稱あり。

白河磐瀬安積安達信夫伊達の六郡これなり。石川田村之郷名莊名よて後世の建郡なり。

松田 驛馬十疋○(雄野より)凡三里

同國同郡千田村(松田郷)

チダとマツダの約この驛よて東海道の常陸より通する驛路と相合ふ。

白河町東二里よて今之釜子村よ入る。

磐瀬

驛馬十疋○松田より凡五里

岩代國岩瀬郡須賀川町(磐瀬郷)鐵道停車場

國道の宿次よて町の北端に磐瀬森あり。其處を森宿と呼ぶ驛趾なり。

○養老二年五月、陸奥國白河磐瀬會津安積信夫五郡を割き石背國を建つ。

後十年廢して陸奥國に復す石背之磐瀬なり明治二年陸奥を五國より其時石背をイハシロとよみ岩代國と稱す山背をヤマシロとよみしよりの謬りと覺ゆ○石背國府も此地より置かれしが其趾未詳○古驛路之此驛より西より折れ仁井田を経て安積郡の草屋より北行する一路を今も奥の横道と唱へ中世までの道路なりと云傳ふ

草屋 驛馬十疋○磐瀬より凡四里

同國安積郡駒屋村(草屋郷) 国道郡山町 西南二里

駒屋八幡と安積三十三郷の總鎮守神とて安積八幡宮とも申す郡内第一の古社として阿尺國造を祀れる御神と覺ゆ八幡大神と後より合齋せしもの社地をヤハタといふ駒屋と草屋驛家の轉訛より驛の俗脉尺又從ふより駒と誤書せしなりウマヤと云ふぞ正しき近來駒屋八幡山口大谷諸村を合せて穗積村といふ山口より草之口と呼ぶ地あり草屋郷の遺稱なり○駒屋の北より大根村あり額取山あり謂ゆる奥の横路より此所之陸奥舊國府及び安積軍團等ありし遺墟なり次の國府の條下より云ふを見よ

安達 驛馬十疋○草屋より凡五里

同郡安達郡北杉田村(安達郷)

此村より郡山また長者宮等の名あり長者と虎丸長者と稱し其遺墟より享保中方寸の古銅印を掘出す其再模の印影より見れば驛家郷印の草跡文字と認むべし同所より礎石古瓦を出し又焼米も現在掘採すべし村老の傳より後三年の役より八幡太郎來りて宿營を求む長者肯之ざれ心打焼よ逢ひしものと

○安積郡郡山町よりも同しく虎丸長者の趾とて古瓦焼米を出す一事兩處より傳へて彼此定め難しされども安積の郡山と郡山舊事考より文治中伊東氏大和の郡山より此地を賜り本領の名を移して郡山といふとあり虎丸長者の居館といふも伊東氏の事を混同して傳へし者と覺ゆこの郡山町之國道の要地にて今日も鐵道四通の衝より當れど古驛路とて東西二里許を隔ち居たり

岑越 驛馬十疋○安達より凡五里

同國信夫郡水原村(岑越郷) 原書之湯日岑越と前後倒置

安達信夫の郡界より馬越山ありミネコシのネコシとなりメコシと轉し文字より馬越とかきしよりマグシとなりしなり村老の所傳より源平時代この處より野馬多く棲み日々山を越したる故より馬越と呼び妙見堂ありきと是れ文字より就きて後の口碑なり

後十年廢して陸奥國に復す石背之磐瀬なり明治二年陸奥を五國より分つ其時石背をイハシロとよみ岩代國と稱す山背をヤマシロとよみしよりの謬りと覺ゆ○石背國府も此地より置かれしが其趾未詳

○古驛路之此驛より西より折れ仁井田を經て安積郡の草屋より北行する一路を今も奥の横道と唱へ中世までの道路なりと云傳ふ

草屋 驛馬十疋○磐瀬より凡四里

同國安積郡駒屋村(草屋郷) 国道郡山町 西南二里

駒屋八幡と安積三十三郷の總鎮守神とて安積八幡宮とも申す郡内第一の古社として阿尺國造を祀れる御神と覺ゆ八幡大神之後は合齋せしもの社地をヤハタといふ駒屋と草屋驛家の轉訛より驛の俗跡尺よりより駒と誤書せしなりウマヤと云ふぞ正しき近來駒屋八幡山口大谷諸村を合せて穂積村といふ山口より草之口と呼ぶ地あり草屋郷の遺稱なり○駒屋の北より大槻村あり額取山あり謂ゆる奥の横路より當る此所之陸奥舊國府及び安積軍團等ありし遺墟なり次の國府の條下より云ふを見よ

安達 駐馬十疋○草屋より凡五里

同郡安達郡北杉田村(安達郷)

此村より郡山また長者宮等の名あり長者之虎丸長者と稱し其遺墟より享保中方寸の古銅印を掘出す其再模の印影より見れど驛家郷印の草跡文字と認むべし同所より礎石古瓦を出し又焼米も現在掘採すべし村老の傳より後三年の役より八幡太郎來りて宿營を求む長者肯とされば打燒よ逢ひしものと

○安積郡郡山町よりも同しく虎丸長者の趾とて古瓦焼米を出す一事兩處より傳へて彼此定め難しされども安積の郡山と郡山舊事考より文治中伊東氏大和の郡山より此地を賜り本領の名を移して郡山といふとあり虎丸長者の居館といふも伊東氏の事を混同して傳へし者と覺ゆこの郡山町之國道の要地にて今日之鐵道四通の衝より當れど古驛路と東西二里許を隔ち居たり

岑越 驛馬十疋○安達より凡五里

同國信夫郡水原村(岑越郷)原書之湯日岑越と前後倒置

安達信夫の郡界より馬越山ありミネコシのネコシとなりメコシと轉し文字より馬越とかきしよりマグシとなりしなり村老の所傳より源平時代この處より野馬多く棲み日々山を越したる故より馬越と呼び妙見堂ありさとはれ文字より就きて後の口碑なり

安達郡の鹽澤より馬越山を超ゆれた水原村より鎌倉山の西陰なり此處今日人家なきも山林中より善左衛門屋敷長次郎屋敷等の名相並ぶ之驛家の趾なり此地之鐵道の松川驛より西三里又北の一坂を超ゆれ信夫平野の西南隅より鳥渡村より出づ亦奥の横道の名あり

○文治五年源將軍頼朝卿の奥の泰衡を追討せんとて出陣せるを道へ信夫莊司基治之柵を石那坂より構へ塹を掘り遇隈川の水を其中より懸入れ防禦の策を施せしが鎌倉勢之馬越山を超え山嶺より白旆を樹てゝ軍威を示し而して別軍を土湯の山谷より送り石那坂の側面を襲ふし其基治支ふる能らず遂に敗軍してけり是を奥州征伐の第一戦とす其白旆を立てしと即ち鎌倉山より福島市より三稜状の山頂を西南より望むべし石那坂之南來の敵を防かんとせし要害なれを須川の北岸より求むべし筈木野あたり其地ならんと覺ゆ○信夫の平野と遇隈川の水溝より中世以後まで一大湖水なれど信夫浦信夫渡の稱あるなり古道之西の山腰を往来せしもの國道の松川宿より伏拜坂を下りて福島市より至る路之天正十九年の開鑿より然る近來石那坂の標石を伏拜坂の西より建てたる之攻守の地勢全く適せざるなり

湯日 驛馬十疋○岑越より凡五里

同國同郡飯坂町(信夫郷)

福島市西北二里

飯坂之湯日坂より名高き温泉場なり後世信夫莊また湯莊とも云ひき貞觀五年十月陸奥國無位小結温泉神社授從五位下寛平九年九月湯日溫泉神社授正五位下とあり社趾未詳○二荒山緣起といふ物語より有字中將云々けふ白川の關こえてあさかの沼の花かつみかつ見ぬ方より旅だちて三日と申すよ。さもいみじけなる人の家居ある處より着かせ給ふ。門前の小家よりどかりてあるじの女房如何なる人ぞとのたまひけれど朝日の長者とのとて陸奥より其名かくれましまさずと申けり湯日を誤りて陽日とかき其誤書より就きアサヒとよむ安積沼より飯坂より至る山路今程十三四里もあれば三日の行程よかなへり朝日長者と湯日長者を誤り傳へたるものされど湯日温泉神社と共に其趾より就きてと所傳なし

後三年の戦後藤原清衡を以て陸奥押領使とす其臣佐藤季治と信夫莊司となり國守師綱のため殺さる其子基治なり居館趾は飯坂より存して大鳥城また丸山とも呼べり

伊達 驛馬十疋○湯日より凡三里

同國伊達郡桑折町(伊達郷)

福島市北三里

桑折コラリと呼ぶ即ち郡なり郡家の在りし地として鐵道停車場あり

○伊達ダテと唱ふる之寛永以降の事より以前之假名書イダテとあり桑折町の東より段崎といふ地あり伊達崎など舊く之後世のしわざより此地方より總て土墳をダンと稱す壇の字音なり

○伊達關 國見山の麓より關趾を伊達の大木戸と稱す

此關一名下紐關といふ下紐と之犢鼻樺フドシの事かゝる名目の何故よりしぞと考ふるより上世より此地を内外の分界とし以北之蝦夷の住地より委す刈田郡の齋川村より將軍宮とて小祠あり村老の口碑より此邊すべて鬼滿國と稱して鬼人の住處よりありき日本將軍其鬼人を退治せしかば神として祀る祠なりと此將軍と之舒明の御世なる上毛野形名なり其神體の甲冑きたる女人なる之形名の妻の武裝して蝦夷を追拂ひしといふ國史の記事より合ふ總て異類殊俗の獰猛なる族を鬼と呼ぶされを此關を出づる一步する時此人をも瞰さんする鬼人の境なる之今日の臺灣の生番よりけるが如し故より兵士の間より下紐かたくして進めなど語り合ひしより此名おこりしとぞ思ふ所謂緊禪一番者さるを歌枕の名所として戀歌の料とするも穴をかし

○東鑑卷九文治五年條下 八月七日二品(賴朝)着御于伊達郡阿津賀志山邊國見澤云々泰衡日來聞二品發向事於阿津賀志山築城國見宿與彼山之中俄構口五丈堀堰入逢隈河流以西木戸太郎國衡爲大將二萬騎軍兵

山内充满八日金剛別當秀綱率數千騎陣于阿津賀志山前二品先試遣畠山小山等始箭合秀綱雖相防之大軍襲重攻責之間賊徒退散秀綱馳歸于大木戸告合戰敗北之由於國衡以彌計略

此文を通檢するより頼朝の着陣之山邊とあり秀綱の出陣之山前とあり國見山之郡の西北より突起せる孤山なり阿津賀志山之其北より伊達刈田の郡界を限れる分水嶺なり兩山の間より貝田の低地ありて連續せず風呂澤とて溪流あり五丈堀といふ之此處より其溪口を塞きて水を湛えたるを逢隈川を堰入れしと見たるなり國見澤國見宿之同地より國見山の南より在此を此戰之國見山を中を阻て對陣し山麓の大木戸より箭合せしなり秀綱敗北して馳歸于大木戸とある之大木戸より馳せて阿津賀志山の本陣より歸子をヨリカヘルと讀む是れ漢文法の一例なり東鑑の文を地理より就き讀まされ心文意齟齬す故よかく之述ぶるなり

篤借

驛馬十疋○伊達より凡五里

磐城國刈田郡中日村(篤借郷)白石町
南一里

篤借之即ち河津賀志より熟借厚櫻など共より借字北海道の厚岸より蝦夷語なりと覺ゆ

驛趾未詳なれど此村ト藤原泰衡結城朝光等の舊城趾あり又中目氏と
て土豪の居住もありしかを此地ト定む上トいふ齋川村の北ト當れり
坂谷森合諸邑と合して近來太平村となる

柴田 驛馬十疋○篤借より凡六里大河原町

北一里

陸前國柴田郡舟迫村(柴田郷)

立石長者の遺墟あり又文治の役ト頼朝卿此地ト逗留して而して後ト
多賀國府ト入りしなり○西北の葉塙村ト憚關の趾トて小野驛の通路
よ係れり此關之實方中將の歌詞ト見ゆれど古き關塞なり

小野 驛馬十疋○柴田より凡五里

同國同郡小野宿(小野郷)川崎村の北
同村ト入る

奥羽兩路の分岐地なれど以下馬數半減となるなり○仙臺より山形へ
來往する通路よ係る陸羽の界と謂ゆる鎌谷峠なり

名取 驛馬五疋○小野より凡六里

同國名取郡郡山村(名取郷)鐵道長町驛の南ト接す

和銅六年十二月新置陸奥國丹取郡その後ト名取と改む郡山之郡家の
地なり近來長町根岸等相合して茂崎村といふ廣瀬川を隔てゝ仙臺市

よ連る○南四里に玉前驛あり海道別路を見よ

陸奥國府 宮城郡上廿五日下廿五日多賀城村(仙臺市東北四里)

當國當初の國衙ト安積郡大槻村ト置く養老二年陸奥を
割きて石城六郡石背五郡兩國を建つ是ト於て陸奥の國治ト
北ト進め名取郡高館村亦見下よ移さる但軍政を以て所部ト臨
めむ陸奥鎮所と稱す○神龜元年多賀城を置き鎮所を其
城ト移してより名取の廳ト全く國司の政所となる天平
寶字二年陸奥守朝猶ト鎮守將軍を兼ね多賀城駐在して國
務ト聽く故ト様目諸員も次第ト名取より移る養老より
四十一年其後二十餘年寶龜伊治皆麻呂の亂ト此城ト兵火ト罹る

延暦元年國守大伴家持來り多賀伊治兩城を修復し尋て
多賀を國府とし伊治を鎮府とす軍政民政其廳所を異よ
せしより多賀國府の稱あり坂上田村麻呂の陸奥守よ任
するよ及び同十七年六月國司の員を定められ陸奥國府
始て定る

按察使一人 守介大小様大目各一人少目二人

博士醫師各一人 史生五人 儕仗

按察使三人 國守二人

按察使と國郡官人の非違を糾彈する職なれど國守の兼ねるを例とす
弘仁三年其職重く其階輕しとて四位の官よ陞せられぬ○此定員より
國守よて鎮守將軍を兼ねるもあり又兼ねざるもの多し後に之其名のみ
よて赴任せす在廳官とて常住の吏をして賦稅を掌らしめたり鎌倉幕
府よ至り執權義時が陸奥守を受領せしより北條一族ならで之其稱を
製く能くされど國務の沙汰之建久中伊澤家景を留守職として其任
よ當らしめ子孫世襲。竟よ留守氏を稱する。太宰の少貳氏よ同じ
多賀國府よ延暦より南北朝の初よ至る五百七十年間此城内よ存置し
てありしが正平中の戦亂よ竟よ廢墟となつてけり○城趾の處を市川

村と云ひき播磨下總など國府の地よ市川あり此處も亦同例なり

○葛城王遣于陸奥國之時國司祇承緩忘王意不悅雖設飲饌不肯宴樂於是有所
前采女左手捧觴右手擊王膝而詠歌云安積香山影副所見山井之淺心乎吾
念莫國乃王意解樂飲終日。と萬葉集一六よ見ゆ是れ國衙の安積郡よあり
し一證なり大槐村(郡山町西一里半附近)古墳多く勾玉金鏡等出づるも
亦少からず是れ大槐村之古府の址なる一證なり安積山之額取山よて郡
の西北よ特立す大槐村の北一里よあり此邊一帶の高原なれど明かよ其
山影を見るべく歌詞よも適ふ是れ亦一證なり此村之古驛路かの奥の横
道よ當り草屋驛の北よつゝ前九後三の軍人通行の故事を傳ふ
安積軍團も此地よありしなり後の事ながら文治中より此郡の領主なる
伊東氏之大槐館よ居住す其形勢の地なるを推せん古府故園共よ此村よ
在りしを證すべきなり

○名取國府之名取川の南岸なる高館(吉田村)よて館趾あり高館もと國府館
コフタテの轉なりと覺ゆ後世之羽黒城と云ふ那智櫻現社あり養老三年
の勧請と傳ふ城背を連岡を負ひ東北之河水を環らし其外之名取宮城の
平野より外洋を一望すべし又北方より此城を望む時之其要害の屹然と
して北來の殊俗を防ぐ形勢を認むるなり名取軍團も此地よて國府移轉
の後之軍營の専用となる村人之羽黒城を藤原秀衡の所築また源賴朝の
所營と説くも軍營ありし一證なり

○武隈館と名取國府と全く別所よて建置の起因も亦異れり阿武隈川の流末之汎濫して今之名取廣稻と呼ぶ水田之大率沮洳之地なり且年々洪水の害あれど安福麻川神社を齋き國司之歲時奉幣して其害なからん事を祈る社と河南の日理郡田澤よりせり河幅廣く水流早けれど涉るよ艱めりとて遙拜所を北岸より構へ祭典を修む此祭壇こそ武隈館なれ其館名を承和中國守小野篁の命題する所よて阿武隈の阿を省き武隈館とせしと漢學崇信の時代より在れど雅號佳字を擇ひ支那めかしたるなり赤間關の臨海樓敦賀津の霧景樓はた融大臣の栖霞觀嵯峨惟喬親王の波瀬院渚村など當時の風尚を見るべし其後歌枕の料となり文字より就きタケクマと訓み延喜中國守藤原元善が二株の松を植ゑ武隈の松と名つけし是也館趾之岩沼町鶴崎といふ傳説ぞよけん水を隔でゝ田澤と相向へむなり竹駒神社之同町稻荷崎鎮座より社傳より篁卿の伏見より分靈せられし御神と云ふコマクマ普通のみ又長徳中國守實方中將の笠島にて落馬絶命せしと云ふも此館よりの歸途として路次よく適へり此路と今もアヅマ海道と呼ひ國道より西の山根を通するもの東平王墓中將墳など路旁より其北端ぞ高館村なる

國分寺 同郡木下町仙臺市本堂僧房及び尼寺並ひ存す
宮城野の中よて樹木生ひ茂れむ木下と呼ぶ寺之寛永中
伊達侯再建

貞觀十五年陸奥國言。俘夷滿境、動事叛逆。望請奉造五大菩薩像、安置國分寺蕭巒夷之野心。安吏民之怖意。十二月許之。○國分寺之事之山城國條下云ひしが如しされど陸奥之邊境といひ國府も未定よてあれど天平當時之造寺の沙汰よ及ぼす朝獵在任のをり多賀城修造と同時よ建立せられしと覺ゆ寺の位置之名取多賀兩府の中間よありて名取よ近し且其屋瓦の存在するもの彼此全く同製なるをも想ふべし

總社 同郡市川村鹽釜路の左側より鎮座此處も多賀城の東門の外より當れり近來多賀城村となる

後世鹽釜神社の末社となり奏者宮と稱す奏者と誤書せしより鹽釜參詣の徒まづ此神を拜し其奏可を得て本社より詣づべしと云ひ初めたり

○多賀城 卽ち多賀國府所在地より城趾現存
此城神龜元年。歲次甲子。按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也。天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝猶修造也。天平寶字六年十二月一日

右文之多賀城門碑記する所なり。而して神龜元年紀と三月陸奥國言。海道蝦夷反。殺大掾佐伯兒麻呂。四月以式部卿藤原宇合爲大將軍。高橋安麻呂爲副將軍。爲征海道蝦夷也。又使坂東九國軍三萬人。試練軍陣。運帛純綿布於陸奥鎮所。とあり。

海道と之桃生牡鹿等東海沿邊の地を指して云ふなり。多賀城之此叛夷の變。よ遭ひ防禦の要所として置かれしもの。其後五十七年を歴て伊治皆麻呂の亂。よ賊の來襲を受け支ふる能く。す。賊兵入り府庫の物を掠め去り火を放ち兵器糧食を焼き盡せり。是れ寶龜十一年三月。よて間一年。大伴家持來りて營造其舊。よ復し多賀國府となりしと上。云ふか如しされど弘仁中。猶兵士五百人を置き。承和六年四月。陸奥守良岑木蓮鎮守將軍匝瑳末守等言。多賀城爲膽澤後授。不益兵數。何以救急。とあり。多賀鎮兵を一千人とせり。

○延暦四年四月。鎮守將軍兼陸奥守大伴家持言。名取以南十四郡。去塞懸遠。屬有徵發。不會機急。由是權置多賀階上二郡。募集百姓。足人兵於國府。設防禦於東西。誠是預備不虞。推錄萬里者也。但未任統領之人。百姓無所係心。望請建爲真郡。備置官員。然則民知統攝所歸。賊絕窺盜之望。許之。多賀郡之城下の村邑なれど階上郡之何處と指定すべき地なし。多賀城と海道の蝦夷よ備ふるため。よて其正門の東よ向ひあるをも證すべし。されど今日の地勢を以て見る時は東北共よ海水よて限られ。夷賊の來襲ありとも思はず想ふよ。

松島灣之總て陸地よて高城野蒜よ亘り。是れぞ階上郡なると覺ゆ。桃生牡鹿の蝦夷之此路より南進せしなり。其陥落して海灣となりし地變之貞觀十一年五月廿六日。陸奥國地大震。或屋仆壓死。或地裂埋殞。城郭倉庫門檻牆壁顛覆不知其數。海口哮吼聲似雷霆驚濤湧潮。忽至城下。數十百里不辨其涯涘。原野道路總爲滄溟。乘船不遑。登山難及。溺死千許。資產苗稼殆無子遺。とある是なり。濱名湖の崩壊また象潟の埋沒等地形上の變態と古今其例多し。

○多賀城門碑之城の正門よ建てしもの題額の西の字と碑面東向よて其反位を示したるなり。此碑永年所在を失ひしが萬治中土中より發掘して城趾の南よ立てたり。碑之五方の里程を刻し。而して上の天平寶字の文を記せり。其里程之去京一千五百里去下野國界二百七十四里。共よ今程よ照して大差なし。○去常陸國界四百十二里之白河郡依上郷の深く下野常陸の間よ出てたれ心其南端までを量ら心今程二十里よも及ぶべし。依上郷今之保内と稱し常陸よに入る。○去蝦夷國界百二十里之海道桃生柵山道玉造塗を經界とす。○養老四年紀。遣使觀靺鞨風俗。とあり。是年之靺鞨武王の仁安元年なり。其父高王の時よ唐朝より勃海郡王の封爵ありしが武王之唐と怨を構へて其爵號を止め聘禮を我國よ修めて援助を求む。神龜四年なり。第三世文王よ至り復唐より冊封を受け。勃海國王と稱す。其年之此建碑の天平寶字六年よ當れり。去靺鞨國界三千里と當時の實を刻したるもの。國史よ之養老紀の他總て勃海とのみあり。

跡駕の號を一切史官より追改せられたれど此碑を以て是正すべし其國界と之今の浦潮港あたりとすべし

栖屋 駢馬五疋○名取より凡五里
多賀より一里半

同國同郡菅谷村(栖屋郷)松島路利府村の西南今之同村より入る

黒川 駢馬五疋○栖屋より凡四里

同國黒川郡下草村(驛家郷)吉岡町

村人之黒川町と唱ふ今之國道仙臺市より吉岡町より通する之元和二年開通せしもの多賀國府より玉造への古道と此黒川町を通行せしなり近來四近を合せて鶴巣村となる

色麻 駢馬五疋○黒川より凡四里

同國賀美郡四竈村(色麻郷)中新田町

色麻之一郡の地なれど夙くより賀美郡よりせられ村名のみ存す近來十餘村を合せて更よ色麻村を建つ

天平九年鎮守將軍大野東人請開直路征雄勝蝦夷朝廷遣參議持節大使

玉造 駢馬五疋○色麻より凡四里

同國玉造郡岩出山町(玉造郷)吉川町西北五里半

○玉造城 神龜五年四月玉作軍團を置く陸奥六軍團の一
藤原麻呂督其事三月東人等率兵六千人發色麻柵即日到出羽大室寨伐
樹墳澗雖山野峻岨人馬往還無大艱難此直路と今之銀山越よて同十四
年置陸奥國嶺基驛とある之此山中なれど其趾を求むべからず國境の
嶺下よ輕井澤あり出羽路の條下を見よ

長岡 駢馬五疋○玉造より凡四里

同國栗原郡長岡村(長岡郷)原佚今補

長岡も亦一郡の地なれども後世栗原遠田二郡より分割僅々村名を存す
寶龜十一年二月陸奥國言賊入長岡燒百姓家云々延暦十五年十一月

又言伊治城玉造寨相去三十五里中間置驛以備機急。これ長岡驛なり。丹
驛路之岩出山より北行して栗原より到るを直路とす。長岡へ出づる之東
より迂回するなり。其故を考ふるゝ蝦夷の住地之海山兩道より分る征夷の
軍路も二手より分ち海道と牡鹿柵(石巻)より桃生柵(柳津)と進め山道之色
麻玉造二柵より北より進みて伊治城を建つ海山兩道の聯絡として中間
中山柵を置く長岡驛之三方便宜のため特に置かれしものと覺。○
長岡之國道高清水町の南一里より北より長者原あり。驛家の墟とす。
延暦二十三年正月、運坂東六國編米於小田郡中山柵爲征蝦夷也。これ小
田軍團の地なり。笠岳の北陰より迫川の岸より存す今之登米郡中津山と
云ふ。○又是年十一月栗原郡新置三驛とあれど其名を擧げず亦同じく
海山兩道相互のため置郵傳命の要たるを推して知るべし。

○伊治城 同郡城生野村^{ヤマウチ}にて城趾僅存近來富野村と稱す

○神護景雲元年十月勅見陸奥國所奏即知伊治城作了。自始至畢不滿三旬
朕甚嘉焉。銜綸遂命工夫早成。非但築城制外誠可。若不褒進。何勸後徒宜加
酬賞。式慰匪躬。十一月置栗原郡本是伊治郡也。同三年二月勅陸奥國桃生
伊治兩城營造已畢。其土沃壤其毛豐饒。宜令坂東八國百姓有情好農桑就
彼地利者則任願移徙隨便安置。六月俘宕百姓二千五百餘人置伊治城。

寶龜十一年三月郡領伊治皆麻呂唱誘俘軍殺按察使紀廣純於伊治城。陸
奥介大伴眞綱開園一角而獲退多賀城。此時多賀城も亦城焚よ罹る(見上)
延暦十五年十一月伊治城玉造寨相去三十五里中間一驛以備機急(亦見
是月發相模武藏上總常陸上野下野出羽越後等國民九千人遷置伊治城
伊治と蝦夷語その地ありて而して城寨を築き伊治城と名づけしなり
是よりさき伊治も多賀階上の例の如く權置の郡より伊治郡と云ひし
を此時改めて眞郡とし伊治をコレハルと訓讀し好字を探て栗原郡と
命せしと覺ゆ其沃土なるを以て更に柵戸として二千五百の百姓を城
内より置く是れ屯田兵の制なり軍防令より凡東北縁邊諸郡人居皆安置城
堡内其營田之所唯置莊舍至農時出就莊田收斂訖還城堡とあり
續紀より本是伊治城也また浮岩百姓云々置伊治村とあり是れ城と村と
を誤書せしと思へ心城を郡と改め村を城と改めて引きつ
伊治城之多賀城より四十餘年後の築造より其年間より夷賊を平け境を
北より進めたれど史より明文なきも鎮所之伊治城より移されしと覺ゆ按察
使陸奥守兼鎮守將軍紀廣純の此城より居りしを以て知るべし。○皆麻呂
の亂より一旦城の陥る所となりたれど兵火より逢之ざるが如し鎮守將
軍大伴家持の多賀階上を眞郡とせし當時の形情を以て推す時と其後
鎮所を全く此城より定められしと思ふる玉造との間より一驛を置き九千
人の柵戸をめされしも鎮所としての防備なり膽澤城より鎮守府を定め

られて竟よ廢城なりしなり

一追川二追川會流する岸上の高地を城趾とす北を前門とし南を後門
とし猶其遺構を見るべし國道之築館町の北一里よして此城趾の地を
通行するなり又東方よ伊豆沼あり其西半之開墾されて水田となるも
伊豆野と呼ぶ伊豆之伊治の轉訛なり

栗原 驛馬五疋○長岡より凡五里
玉造より凡六里

同國同郡栗原村(栗原郷)

村南黒瀬よ長者屋敷とて驛趾あり北よ栗原寺あり伊治城趾の西よ亘
り栗原八幡櫻田菱沼等を合せて尾松村と稱す八幡よ營岡八幡宮あり
陸奥話説よ

○康平五年出羽山北俘囚主清原真人光頼舍弟武則等以秋七月率子弟万余人兵越來於陸奥將軍賴義朝臣大喜率三千餘人發國府八月九日到栗原郡營岡避追相遇悲喜交至武則誓言臣既應將軍命志在立節八幡三所照臣中丹云々昔田村磨將軍征蝦夷之日於此所支整軍士自其以來號曰營岡塹跡猶存也とあり此地より岩崎町を歷て磐井郡よ至る其中間を陸前陸中の國界とす市野原之文治の役よ泰衡か守兵を置きし所よて即ち古來の驛路なり

磐井 驛馬五疋○栗原より凡五里

陸中國西磐井郡赤荻村(驛家郷)一關町

前九年の役よ賴義將軍が營岡より進み磐井郡荻馬場よ至るとあること
此村なり馬場と之驛家の事よて田畦よ柳町櫻町松町等の名を存せり
村人之驛舎のありし所と云傳ふ近來山目村よ屬す山目之國道よ當り
一關の北よ連る

○覺鼈城 磐井驛家の北カツバ館と呼ぶもの足也とも 中條館

(寶龜十一年二月陸奥國言去正月賊入長岡燒百姓家官軍追討彼此相殺
請三月中旬發兵討賊并造覺鼈城置兵鎮戎又言欲取船路伐撥遣賊此年
甚寒其河已凍不得通船今賊來犯不已故先可塞其寇道云々因造覺鼈城
勅曰海道漸遠來犯無便山賊居近伺隙來犯遂不伐撥其勢更強宜造覺鼈
城得碍膽澤之地兩國之息無大於斯
是年三月廿二日伊治皆麻呂叛きて將軍廣純之殺され伊治城之守らず
覺鼈城の築造その前にあらざれを月日かなはず伊治さへ三旬よして
築城してけれど此城尙短日月なるべしカツバ館之地勢高からず山上
僅よ方二三十間の趾を存するのみ北上川の船路より兵を送らんとす
るよ北狄の來犯を牽掣せしめんがため屯兵所として築きしよ過ぎす

且實行させざりし者と覺ゆ此城古來其趾を知るなし故よかく記しつ
本寄と延喜式(兵部)所載驛家の趾を尋ね古昔道路の通する所を知らん
とする者なれど古奥州之郷國の事とて多年踏査もしてけれど多賀膽
澤兩城の外尙數箇の城塞をも記入してけり前後の書體と稍異なるを
怪む勿れ

白鳥シロタカ 驛馬五疋○磐井より凡四里

同國膽澤郡白鳥村(白鳥郷)前澤町の南よて今之同町より入る

陸奥説ハシマツリ將軍賴義欲攻衣川關云々七日破關到膽澤郡白鳥村後三年軍記よて清衡家衡悅をなし勢を興して眞衡が館へ襲ひ行く路よて伊澤の郡白鳥の村の在家四百餘家をかつゝ焼き拂ふなど見ゆ

膽澤タクダ 驛馬五疋○白鳥より凡五里

同國同郡上葉塙村(驛家郷)水澤町北一里

葉塙ハバ馬場よて即驛家なり掃部長者とて驛長の遺墟あり土中より燒米を出す村人之長者の米倉なりと云傳ふ

鎮守府 同郡宇佐村これ膽澤城なり宇佐葉塙等合して近來佐倉河村とす

府趾之膽澤川の北上川より落合ぶ南岸上にして方八町と呼べり鎮守府八幡宮鎮座す内外郭の壕塹土壁など猶田畠の間よ散在して其遺構を見るべし國道鐵道共よ此構内よ通するなり

延暦二十年九月征夷大將軍兼陸奥守坂上田村麻呂奏言討平夷賊明正月使田村麻呂築膽澤城勅曰官軍薄伐闢地曠遠宜發東國浪人四千人以配膽澤城

陸奥鎮所と雖よ多賀城より伊治城よ移し此時より又膽澤城よ移れり弘仁元年按察使藤原緒嗣言國以民爲本民以食爲本今鎮兵三千八百人費糧毎年五十餘萬束往年有征伐仰其食於坂東請自今定令坂東官稻充陸奥公廨陸奥公廨留貯官庫所以便子公私也又言國司鎮守各差之以公廨其春米四千餘斛雇雇人運之云々今令刈田以北近郡稻支軍糧信夫以南遠郡稻充公廨計其行程於國府二三百里於城柵七八百里事力已病不耐春運請給春運功許之

同三年四月定鎮守府官員類聚三代格

將軍一人 軍監一人 軍曹二人 儕仗二人

陰陽師醫師弩師各一人 鎮兵五百人

凡鎮守府官人不得任陸奥國人延喜式同六年八月鎮兵を停め兵士四百人健士三百人を置く兵士之六十日番上健士之九十日交代共よ近郡の壯丁よて鎮兵之他國より徵募せる者

即永戊の屯田兵なり

承和元年七月賜鎮守府印一面無用國印同十年より刈田郡以北稻を
鎮守府の糧食より充てらるゝ制となる
和銅中征夷の大軍を興されしより弘仁より至る一百年地を開く五六十
里此時始て鎮守府を定置の處とす爾後數回の叛亂あれど將軍毎に討
伐の功を奏したり
鎮守府將軍之京官より出でゝ邊要の重任より當りしが天慶亂後之土豪
を擧げて任命する一例を開く平太貞盛藤太秀郷相繼きて鎮守府將軍
となる貞盛之從父從姪總て五人此職を襲く秀郷も子孫七人より
源經基之京官より將軍より任し子滿仲滿政孫賴信曾孫賴義玄孫義家並
いでて方面の任を受く前九年の役出羽の清原武則功あれど又土豪を
以て賴義の後を承く其子姪相繼くよ及び寛治元年義家之を平く後三
年の戦これなり此役より藤原清衡また功ありしかど清原氏の如き後忠
軍と之せられざりき同五年清衡新より居館を磐井郡平泉より構へ國務を
進退してけれど國人之御館と稱したり是より於て膽澤城之自から廢止
となるの已むを得ざるよ至れり延暦築城より凡三百年より及へり
膽澤城瓦之世より存せざるか如し寒氣のため屋瓦を用ゐる能ぞざりし
と思ふ

盤幕

驛馬五疋○膽澤より凡六里

同國稗貫郡花卷町(国道の宿次より鐵道停車場あり)

玉海九條兼實公日記嘉應二年五月條下より奥州夷狄秀平任鎮守府將軍
亂世之基也とあり秀衡と清衡の孫より嘉應と寛治より八十年の後そ
の鎮守府將軍之名のみより膽澤城再興せしよとあらず東鑑文治五年
九月賴朝奥州下向の條より伊澤郡鎮守府令奉幣八幡宮是田村將軍爲
征東夷下向時所奉勸請之靈廟也とあれど城樓府舎の狀を云ふす其後
三年征夷將軍府を建つるより鎮守府之名も亦停めらる○建武二年
北畠顯家卿また鎮守府大將軍を拜せしも一の職名より過ぎず

延暦二十三年五月陸奥國言斯波城與膽澤郡相去六十二里山谷峻岨往
還多艱不置郵驛恐闕機急請准小路例置一驛許之○延喜式より膽澤磐基
と次第す磐基之盤幕の草跡より誤寫せしもの地名より訓覓クルベキ
夷満イスミなど異様の文字を用ひたり○原書一百六十二里とあれど
今程を量りて一百の二字之衍として省く

○志波城 同國紫波郡郡山町志波紫波斯波子波共同

延暦八年六月征東大將軍紀古佐美委膽澤之地賊奴奥區方今大軍征討
剪除村邑子波和我僻在深奥遠欲薄伐糧運有艱其從玉造至于子波地往還

二十四日程也。河陸兩道輜重一度所運。糒六千二百十五斛。征軍二万七千人。糒僅支十一日。臣等商量。久屯賊地。運糧百里之外。非良策也。二十二年二月。令越後國米鹽各三十斛。送造志波城所。三月。造志波城使坂上田村麻呂。辭見。

志波の地。又城つかんとする。久しき計畫なり。しが膽澤築城の明年。其遣置を遂り。られ城山。又聯絡のため中間一驛をも置かれし。上の如し。其後八年。また徳丹城を築かれ。鎮所を移されしか。此地之志波の郡家となり。郡山と稱せしが近來合邑して。日詰町と稱し。鐵道驛あり。

○徳丹城 同郡徳田村

弘仁二年閏十二月。征夷將軍文室綿麻呂奏。今官軍一擧。寇賊無遺。須悉廢鎮兵。永安百姓。而城柵等所納器仗軍糧。其數不少。迄于遷納。不可廢衛。伏望置一千人。充其守衛。又志波城近于河濱。屢被水害。須去其處。遷立便地。伏望置二千人。暫充守衛。遷其城訖。則留千人。永爲鎮戍。自餘悉從解却。又自寶龜五年。至于當年。總三十八歲。邊寇屢動。警戒無絕。丁壯老弱。或疲於征戍。或倦於轉運。百姓窮弊。未得休息。伏望給復四年。殊休疲弊。並許之。同五年十一月。陸奥國言。膽澤徳丹二城。遠去國府。孤居塞表。城下俘狄。野心難測。至於非常。不可不備。伏望豫備糒鹽收置兩城者。許之。

されど。明年八月。より徳丹城鎮兵五百人。を停むるの官符あれ。志波

城を通じて。十又三年終。廢城となつてけり。

徳田之南北兩村。分れ其南徳田の南。古館村あり。村。陣岡といふ小丘あり。日詰町の西。當る賴義。義家。賴朝三將軍の陣營と傳ふ。是れ徳丹城の墟なり。と覺ゆ。志波城。被水害遷立。便地とある。も當れり。

中路 東海道○京都より常陸國府より至る

京都 三出

七道の分布と大和の京の時より故に東海道と伊賀伊勢と順次せり
山城の京となり伊賀を歷るを迂回とて山道の近江を過り伊勢より出づ

勢多 驛馬三十疋○京都より凡五里

近江國栗本郡瀬田村(勢多郷)既出

東北二里より追分村(草津東南)是れ海道山道の岐路なり兩路より分るれど
次驛より馬數より増減あるなり

岡田 驛馬二十疋○勢多より凡六里

同國甲賀郡夏見村(夏身郷)

驛趾未詳なれど前後驛の里程と地形とを計りて此地と定む國道より沿
ひ今之東隣の三雲村より合す三雲と倭姫世記の日雲宮の地なり

甲賀 驛馬二十疋○岡田より凡五里

同國同郡市場村水口町東二里

是亦驛趾未詳なれど市場の驛家の下にある諸國其例多し北より頤宮
村あり甲賀頓官の墟とて此名あり今之合同して大野村となる

○鈴鹿關 三關の一として天智帝創置桓武帝廢止

天智帝の滋賀大津宮より皇居を遷されし時より當り近江國四境の固めと
して逢坂鈴鹿不破愛發の四處より關門を置かれし者と覺ゆ○天武紀より
天皇是日發途入東國事急不待朝而行越大山至伊勢鈴鹿爰國司等參遇
則發軍塞鈴鹿山道到三重郡家是夜鈴鹿關司遣使奏言云々とありこの
關司之山道塞きし軍と思れず其前よりありし官人なるべし故に
天智の創置とぞ申すなり○桓武帝一旦廢されしかど其再置ありしそ
既より山道の逢坂不破兩關の條より云ひつ○關趾之東海道五十三次の一
なる關宿ぞ其地なる此地之伊賀越と近江路と分歧みて北より折るれど
近江境の鈴鹿峠なり西より入れを加太越とて伊賀より通す

鈴鹿 驛馬二十疋○甲賀より凡五里

伊勢國鈴鹿郡古厩村(驛家郷)

鈴鹿川を夾みて關町の南より今之同町に入る○驛路之川南より亘り
國道の北岸あると異なり此驛より參宮路を分て馬數増減あり

伊勢國府

鈴鹿郡

上四日 下二日 國府村 國道庄野宿南一里

國分寺

河曲郡國分寺村

小寺あり常慶山と號す國府東北二里尼寺と飯高郡伊勢寺村とぞ南八里許

總社

國府村鎮座三宅神社

東鑑卷六文治二年五月神社佛寺興行事二品賴朝日比思食立由且於東海道者仰守護人等被註其國總社并國分寺破壞及尼寺顛倒事等是重被經奏聞隨事體爲被加修造也とあり

河曲

驛馬十疋○鈴鹿より凡五里

同國河曲郡神戸町(驛家郷)

河曲奄藝合併されて河藝郡十日市場を驛趾とする

朝明

驛馬十疋○河曲より凡四里

同國朝明郡富田村

朝明郡全く三重郡に入る富田之東西兩村よ分る

驛趾未詳なれど富田松原より朝明行宮の趾あり天平中行幸ありし處なれど此地と定む其北を流るゝ朝明川之天武帝の伊勢大御神を拜ませ給ひし迹太川なり○延暦二十四年十一月伊豆株山田豊濱奉使入京至

榎撫

驛馬十疋○朝明より凡五里

同國桑名郡香取村桑名町北三里

伊勢國榎撫朝明二驛之間就村求湯更復飲酒其後嘔吐至伊賀國界從者死至京豐濱亦死情知毒酒遣使勘之無得と見ゆ

弘仁三年五月伊勢國言傳馬之設唯送新任之司自外無所乘用今自桑名郡榎撫驛達尾張國既是水路而徒置傳馬久成民勞伏請一從停止永息煩勞許之この驛より尾張の津島へ之舟路より來往するなり○和銅二年鹿島香取二神靈を春日山より遷しまわらせし時より津島より着津あらせ給ひし處なれど香取と云ふなり多度山下より日本武尊の御剣かけられし尾津も此處なり○榎撫エナツ江の津なり

馬津

驛馬十疋○榎撫より舟路凡三里

尾張國海東郡津島町(志摩郷)

永祚元年尾張國解文依無馬津渡船以所部小船并津邊人令渡煩事云々只津邊可置渡船等也海道第一之難處官使上下留連所也また赤染家集よも尾張の馬津といふ所とまとるとあり津島之馬津島の上略なり

津島社記は欽明御宇鎮座弘仁中社殿造營天曆勅使長徳奉幣など記し
たれど國史よ津島神社見えず東鑑より文治四年二月の條よ尾張
國津島社板垣冠者不辨所當之由事とあれば又其舊社なるよ論なし

尾張國府

中島郡上七日下四日國府宮村松下村よ國衙國學の墟あり其西

國分寺

同郡國分村

國府西南一里矢合よ寺趾あり其西法華寺村の國鎮寺之尼寺の遺構

元慶八年勅以願興寺爲國分光明寺と舊寺火災などありしよや延喜中空也上人尾州國分寺よ剃髪と傳ふ此寺なるべし

總社 大國靈神社を總社大明神と申す國府宮鎮座

仁壽三年六月列官社○嘉祿元年六月の國宣よ一國の總社府中勸請の敬神とありて修理料田十二町を充て行れたり

新溝

驛馬十疋○馬津より凡五里○美濃國墨俣より凡五里

同國丹羽郡岩倉村

國府宮東北一里半

新溝御厨新溝天神及び新溝證法寺等この村よありて岩倉と後世の改稱なりと云ふ○此郡之國の北境よて木曾川を夾み美濃國と相對せり

故よ驛の位置より云へを北よ寄るが如くなれど畢竟美濃路を承るがための驛家よて海道の驛次と馬津より直よ草津兩村と通するなり

草津 驛馬十疋○馬津より凡三里

同國海東郡萱津村(津積郷)原佚今補

○往昔之庄内川の海口よて海山兩路を承けし驛家なりき(上中下三村)
承和二年六月官符 尾張國草津渡三艘元一艘今加二艘

此官符之山道墨俣驛の條下よも云ひしが墨俣草津飽海矢作大井阿倍石瀬住田太日の九河よ渡船の數を増加せられしもの其文よ曰く如聞件等河東海東山兩道之要路也或渡船少數或橋梁不備因茲貢調擔夫等來集河邊累日經旬不得渡達彼此相爭身命被害官物流失宜下知諸國依件令修造渡船者以正稅貢備之一作之後相續修理不得令損失九河の中よ草津のみ渡とあり此驛之海口よて馬津と同じく舟行もて來往せしもの彼岸之名古屋の古渡なるべし此海上よ愛智瀬よぞある延喜式よ無きと馬津草津とありし其一を寫脱せしなり上萱津よ高富長者の墟あり下萱津よ眞名長者の跡あり共よ驛長の遺趾なり又郷名津積之堤ツミよて萱津之萱堤の略なりと覺ゆ

兩村 驛馬十疋○草津より凡五里

同國愛智郡沓掛村(山田郡驛家郷)(山田郡兩村郷)天正中郡名廢れ
愛智春部二郡より分屬す

村北より兩村山あり山上より大同中の石佛安置。山下猶故驛路を通せり其東を流るゝ境川を尾張參河の國界とす

鷺捕 驛馬十疋○兩村より凡五里

參河國碧海郡柿崎村(鷺取郷)鳥取とある之誤書

○和志取神社ませば此村を驛趾とす近來矢作町より入る矢矧橋西北一里
○承和官符 矢作河四艘元二艘今加二艘

山綱 驛馬十疋○鷺取より凡五里

同國額田郡山綱村(驛家郷)國道藤川宿の東南
近來山中村より入る

參河國府 賽飫郡上十一日下六日國府町^{豊橋市西北二里}御油町と相接す

國分寺 額田郡山中村法藏寺

當國の國分寺之所傳絶ゆ二村山法藏寺之舊稱を國豐院といひ行基僧正の開基とて法相宗なりしが南北朝の末廢墟再造して淨土宗と改むと傳ふ此山中の地之歌枕の名所なる宮路山として額賀の兩郡界なり國府の西南二里よりあれを國分寺の遺跡として今此寺を定む又碧海郡北野村より國分寺の墟とて廢瓦を出せり尼寺なるべし(矢作町北)

總社 白鳥大明神 國府町鎮座上下兩宮あり○上宮を總社とす其地を白鳥と云ふ

渡津 驛馬十疋○山綱より凡四里

同國寶飫郡宿村(度津郷)近來小坂井村となる豊橋市の西北一里

○承和官符 飽海河四艘元二艘今加二艘
飽海河之今の豊川なり河道の變轉より東南を流れるども往古此渡津ぞ此河の渡船場なる北又一里許豊川町より古宿とてあるも同じく飽海川の渡場なり濱名湖口の通塞より海濱と山中と兩驛路を通ずれども亦兩所あるなり其山路と本坂越と稱し國界なり猶次條を見よ

猪鼻 驛馬十疋○渡津より凡六里

遠江國濱名郡濱名村(驛家郷)

濱名の湖水その正稱を遠淡海トホツアフミよて國名とす國名二字の制となりて遠江と改む近江國よ對してなり○湖口よ猪鼻湖神社あり一道の水路ありて外海よ通す其處よ濱名橋を架く橋西の村落を猪鼻驛家とす近江の勢多驛と同じく橋本村と呼ふ今之新居町と總稱す承和十年十月遠江國濱名郡猪鼻驛家廢來稍久今依國司言遣使檢其利害更令興復○先是遠江國言角避比古神社瞰臨大湖湖水所溉舉土賴利湖有一口開塞無常湖口塞則民被水害湖口開則民致豐穰或開或塞神實爲之請加崇典爲民祈利嘉祥三年八月詔以角避比古神列官社元慶八年九月遠江國言濱名橋長五十六丈廣二丈三尺高一丈六尺貞觀四年修造歷二十餘年既以破壞勅給彼國正稅一萬二千六百四十束改造この橋之後世まで連接され更科日記東鑑太平記等よ其名見ゆ然るよ此湖口之四百餘年前地震のためよ崩壊し兩岸相距る一里海潮出入す今切と呼ぶ明應八年六月の事よて社も橋も皆流失してけり

柘築 同國敷智郡都築村近來濱名郡となる

承和九年七月但馬權守橋逸勢罪ありて伊豆國よ配流せらる其護送せられて遠江國板築驛よ至り病を獲て逆旅よ終り便驛家の下よ葬ると文德實錄(卷一)よ見ゆ本書よ板築驛とある之柘と板と草體よりの誤寫九年之猪鼻驛再造の前年なれど湖北の本坂越よかゝりしなり濱名湖地圖よ之其名見あたらず

栗石 驛馬十疋○渡津より凡七里

同國引佐郡氣賀町 栗原とある之誤書

町の西つゝき吳石クレイシの里あり是れ栗石よて栗原とある之草體より誤れるなり○濱名湖の一枝深く東北よ入りたる水を引佐細江といふ萬葉集よも其名みえ歌枕の名所なり氣賀町よ細江の北隅よ臨む海道別路の驛次よて本坂越よ通じ姫街道と稱す○柘築の路すたれ此驛を置かれしなりされど猪鼻驛を正路とすれば渡津との距離も定制よ依らずと知るべし

匹摩

驛馬十疋○猪鼻より四里

同國濱名郡馬込村(敷智郡驛家郷)近來亦濱名郡となる

遠江

萬葉集より引馬野あり今の方原を云ふ馬込之原の東南隅より濱松市の東へ接す今之天神町に入る其東は天龍川鐵道驛あり
靈龜元年五月遠江國地震壅危玉河潰没敷智長下石田三郡 天平寶字
五年七月危玉河堤決三百餘丈役單功三十萬三千七百餘人修築
仁壽三年十月遠江國言廣瀬川舊有郵船二艘而今水潮流急不利由涉公
私行人爲之壅滯岸上請更加置三艘以濟縣旅之難許之
此河之今の天龍川なり危玉河といひ廣瀬河と云ふ之河道の變轉より
其名も從て異なるなり承和官符より此河なし仁壽之其十九年後なり

遠江國府 磐田郡

上十五日 中泉町國府八幡宮鎮座

下八日 中泉町國府八幡宮鎮座

國衙所在地の豊田郷なりしかぞ豊田の國府と呼びしより後世より
郷名變して郡名となり豊田郡の一郡たちたりされど磐田郡の名も猶
見附町の一地も存し居り近來豊田の名を廢し磐田郡の舊も復せり

國分寺 同郡見附町より寺趾存す 見附町中泉町相接す

總社 淡海國玉神社を當國總社大明神と申す

見附町

豊田 驛馬十疋○匹摩より凡四里

同國同郡中泉町(驛家郷) 原脫今補

和名抄磐田郡より驛家あり延喜式載せざるを脱寫なり又其郷名より豊國
とあるも豊田の誤寫なり國の略字草體より書きひがめたりと覺ゆ

横尾 驛馬十疋○豊田より凡四里

同國城東郡横須賀町(驛家郷)近來城東佐野合同爲小笠郡

高天神山の山脚南より海岸至る是れ横尾なり馬伏塚を驛趾とす
今之横須賀町之後年洲沙の上より建ちしもの舊稱を三祖市場と云ふ
和名抄より佐野郡驛家あり錯簡とすべし○豊田驛と當驛との間より古者
磐田湖あり海岸之一條の砂丘より限る驛路之湖北を遠りて來往せり

初倉 驛馬十疋○横尾より凡五里

同國榛原郡相良町(驛家郷)

町南の波津里より飯津佐和神社ハツナツあり此地を驛家とす又此地より正南突出せる海角を廻崎と云ふ此地より起りし名稱と覺ゆ今之御前崎と呼ぶ
治承四年追討使平維盛が東國進軍の路次より掛川より波津藏より至ると記す仍て考ふるより海岸之海嘯などより通路を絶たれ佐野の中山より新路

遠江

を開通せられしものと覺ゆ此時よ懸河菊川の二驛を建て初倉驛を大井川の西岸より移したるならん今も郡の東隅より初倉村あり其海岸不通の年代もとより知るべからざるも皇圓阿闍梨の櫻池入定の事之保元平治の頃と推測せらる其時まで舊驛路を通行せしを證すべし

- 承和官符 遠江駿河兩國界 相良町より大井川の岸より至る三里許されど河道の變轉幾回を知らず
- 相良町より大井川の岸より至る三里許されど河道の變轉幾回を知らず

小河驛カワ

驛馬十疋○初倉より凡五里

駿河國志太郡小川村益津郡小河鄉燒津鐵道驛の南

志太益津共より上古より地名なれど近來志太一郡となる○此驛より左より折れて宇都の山路となる其後小坂越を山南より開きたれを故道を也葛の細路と云ひき後世又宇都谷峠とて細路の北より通せり

- 承和官符 駿河國阿倍河三艘元一艘今加二艘

駿河國府安倍郡下十八日靜岡市

府中又駿府と云ひしが明治二年靜岡と改稱す

國衙の趾之今の城内なりと覺ゆ又市の南郊を阿倍河原といふ阿倍川

の北岸より其南岸を手越河原とす

國分寺 靜岡市東の安東村に寺趾存す市内屋形町ニ尼寺の趾あり

總社 市内宮崎町なる淺間神社を總社なり

横田驛馬十疋○横田より凡五里

同國同郡横田町(横田郷)靜岡市内より其東隅なり

息津驛馬十疋○横田より凡四里

同國廬原郡興津町(息津郷)東海道中名高き名所

鐵道停車場あり

○清見關 興津町清見寺門前を關屋里といふ即關趾なり

此關の創置年代未詳されど桓武の御時より蝦夷高九の此關まで攻め來りしとの傳說も古けれど寶龜中より征夷の大軍を起させ給ひし時など豫防より建設せられし者かと思する百八十許年の後より國司郡司より帶劍せしめられんと請ふ解文あり

天暦十年六月駿河國言當國西隣遠江國株原郡東承相模國足柄關況復國內帶清見橫走兩關坂東暴戾之類得地往反隣國奸猾之徒占境棲集侵害屢聞奪擣自發國宰勘糾之輩不帶弓箭無便追捕重檢旁例甲斐信濃等國雖云不置關門去承平天慶之間任國申請已被裁許此國帶兩關若無弓矢之儲何禦非常之危望請準諸國被裁許件帶劍爲不虞之備者依請

○承和官符 駿河國富士河 浮橋一處

右流水甚速渡船多艱往還人馬損沒不少仍造件橋其料以救急稻充之

蒲原 驛馬十疋○息津より凡四里

同國富士郡元吉原村(驛家郷)鈴川停車場東

貞觀六年十二月駿河國言駿河郡帶三驛橫走永倉柏原驛家是也差點驛
子四百人年來早疫課丁欵少不能滿數望請廢柏原驛蒲原驛遷立富士河
東然則蒲原驛與永倉驛行程自均民得息肩從之
蒲原之廬原郡より富士河西なり此時舊名のまゝ河東より遷されしなり
後世同名異地を嫌ひ且佳字を選ひて吉原と稱す今之吉原町也寛永中
水害を避けて山手より移りしもの近來其舊地より就き元吉原村を建つ

柏原 駿河郡柏原郷あれど郷域驛趾共より未詳なり

柏原新田とて國道より沿ひ東中西の三村あれど新田より舊地よりあらず
此邊之浮島の原より數度の海嘯より遭ひ地勢の大變轉を想ふべし

○岫崎關 天慶三年正月駿河國言岫崎關爲凶黨被打破。

此關は信濃國會地關と同じく將門の亂より臨時構設せられしものより
駿河郡山崎郷ぞ其處なると覺ゆ足高山の山尾より沼津町の北より當る

箱根足柄兩路の會合地要なり○將門謀反の初發之承平五年より天慶
二年の僭立まで五年間なり二年十二月上野國府より新皇と偽號し除
目など行ふ弟將武を伊豆守とす其兵の伊豆府より入りて駿河を犯すま
での時日と行程とを量らば沼津あたり適當なるべし○鷗長明の海道
記より岫崎とある所之薩埵峠の如くなれど風飄々と翻り波浪々と亂れ
云々と記せる之沼津海岸とも其形容を見るべし記行の文とかたくな
よ讀むべきよりあらず

永倉 驛馬十疋○蒲原より凡五里

同國駿東郡永窪村(永倉郷)沼津町北一里許

承和七年十二月改駿河國永藏驛家遷置于伊豆國田方郡以駿河郡特帶
三驛百姓殊苦重役也とあれど二十年後の貞觀國解より駿河郡帶三驛と
あり見上一旦伊豆より遷されしも幾程もなく舊地へ復りしならん
駿河郡を駿東郡とする之天文より其名見ゆ

伊豆國府 田方郡上廿二日幸原村(延寶頃まで國府原

當國當初の國衙之同郡田中村なりと覺ゆ田中五箇村と之田中御門守
木白山宗光寺なり田京之田方郡の都府の義より御門之府廳所在地の
遺稱なり大路備前國府とも云ひき○田中村之三島町の南三里許より

田京停車場あり御門より國分寺の舊趾あり其三島町へ遷府せし年代も
もとより知る可らざれど延暦二十一年箱根路を開かれし後なるべし

國分寺 寺趾前後兩地よて尼寺も亦兩地の所傳あり

御門より六角堂あり僧寺の墟と傳ふ田京より法華堂の墟あり尼寺と云ふ
元慶八年四月伊豆國言國分法華寺承和三年失火焼亡其後以定額寺爲
法華寺請新建之聽之とあり又延喜式より伊豆國山興寺爲國分寺置僧十
口と見ゆ兩寺の再造之後の國分二寺よて金光明寺の墟と三島神社の
東なる塔森その地また法華寺も同所の二日市に其趾を存せりと云ふ
天慶三年伊豆國言賊兵來圍國分寺奪取雜物射殺人民と見ゆ

總社 三島神社 三島町鎮座

三島之神の御島乃南海七島の一なる三宅島を本居とすミヤケと御燒
よて靈火の義その島峯時ありて噴火し神の威靈を示すか如くなれど
其山を神として天平寶字二年より封戸を奉り天長九年五月靈火又大
噴出してければ官社とし國司をして奉幣せしむ然れども海上風浪の
恐ありとて賀茂郡白濱より遙拜所を建つ其後これを田京より移して國の
總社となす深澤社こそ其舊地なれ尋て名神大社と陞り國衙と共に今
の三島町より遷座ありしなり土地の名も此御神鎮座より負へるもの
本殿左右より東五社西五社とてありしそ一國の神明を配祀したるなり

横走

驛馬二十疋○永倉より凡五里

駿河國駿東郡新橋村(横走郷)鐵道御殿場驛所在地

此神社之鎌倉幕府より江戸幕府に及び七百年許武運守護の神として
崇敬殊々篤けれど社殿も宏壯となりて本つ社の如く成りてけり

横走

驛馬二十疋○永倉より凡五里

横走と之噴泉より負へる名なり更科日記より横走の關の傍より岩壺とい
ふ所ありえも云こそ石の四方なる中より穴あきたる中より出づる泉の
清くつめたきこと限りなしとあり是れ治安頃の所見なり蓋富士雪解
の水の伏流となりて噴出するなり富士山の裾野より處々多く在り
御殿場停車場前なる農家の噴水井の岩壺なるべし其水南北より流れ
黄瀬川と酒勾川と兩源泉となる謂ゆる分水嶺の最高地なり○此驛の
馬數之足柄坂を控へ且又甲斐路の分岐あれを二十疋を備ふるなり

○ 横走關 同村なれども關趾未詳

枕草紙も關之横走とあり相模甲斐兩路の守扼として上と云へるか
如く清見と共に名高き關門なり

○ 足柄關 相模國足柄郡矢倉澤

延暦二十一年五月以富士山焚石塗足柄路開苦荷路明年五月廢苦荷路

復足柄舊路。とあり芭荷と箱根なり此足柄路之今も足柄越と稱し足柄山の北陰を遠りて通路あり東海道鐵道之大率此路の北より穿ちしなり○矢倉澤之山北鐵道驛南一里餘より關之昌泰二年の創置なること山道碓氷關の條下より云ひき其明年八月相模國言依去年九月官符始置件關爾來部内清靜奸濫稍絕而勘過往還之人物已無本司之過所(通行券)望請下知諸司諸國令請過所將以勘過謹請官裁者依請宣仰諸司并東海東山諸國依件令行○足柄坂之駿河相模の國界より以東の諸國を稱し坂東と呼ぶ其山東と呼ぶ之碓氷山より云ふなり

坂本 さと 驛馬二十疋○横走より凡六里

相模國足柄上郡關本村(驛家郷)小田原町南三里

地理より名つくれを足柄の坂本なり行旅より云へ心足柄の關本なり近來まで關所ありき今之諸村合同して南足柄村と總稱す

小綾 ユルギ 驛馬十二疋

同國足柄下郡酒勾村(驛家郷)小總とある之誤寫

萬葉集より呂岐濱とある之酒勾の河口より大磯小磯より亘る泛稱にて

乃餘綾郡の海濱なり古今集より小餘綾とあるも同所にて小初瀬小筑波と同じくヲユルギと云ふべしコユルギ之後の轉訛なり小綾之其中略よて日部の日下部なる若續の若麻續なると同例なりQ箱根路之延暦より開廢ありたれど官道としてこそ用ひざらめ捷路なれど私人の來往之始終通行せしなり此驛ぞ足柄箱根兩路よりの會合地なる河道の變轉あれど驛趾未詳○以下二驛と共に驛馬十二疋なる武藏より兩分するがためなり

相模國府 大住郡 上廿五日 下十三日 神戸村 諸邑合同して近來

當國當初の國衙之高座郡より置かれしなり同郡本郷村の河内より上町稻荷町など田宅の間より數所市街の名を存する之國府所在の遺墟なり且國分二寺共より北より並び一宮寒川神社之南より鎮座せり元慶中地震にて相模川の西より遷府ありし此大住郡より三宮比々多神社を當國總社冠大明神と稱するぞ國府ありし確證なるさて現より國府本郷とて餘綾郡より府趾ある之後又其地より移りしもの伊呂波字類抄より餘綾郡府となりされど古本より猶大住郡の下より國府と註す古本之三卷より自天養至長寛二十年云々典膳橋忠兼撰と奥書せり普通十卷本より壽永の記事あれを三遷の年代其間よりしを知るべし近來餘綾大住合郡して中郡の稱を建てたり

國分寺 高座郡國分村(厚木町の東よ小堂あり) 倍尼兩寺とも礎石存す

弘仁十年二月相模國國分寺火災○元慶五年十月相模國言國分寺金色藥師丈六像一體挾侍菩薩二體元慶三年九月遭地震皆悉摧破其後失火燒損望請改造以修御願又依去貞觀十五年七月官符以漢河寺爲國分尼寺而同日堂塔頽壞請仍舊以本尼寺爲國分尼寺詔並許之

總社 三宮冠大明神 比々多村鎮座(神戸北隣社地を)

國府三遷してけれど總社も三處よませり高座國府よ之一宮寒川神社よて大住府よ於て之三宮比々多神社なりさて餘綾よ移りて之新宿なる六所明神とす近來本郷新宿合同して國府村と稱す大磯町の西

箕輪 驛馬十二疋○小綾より凡四里

同國中郡比々多村(驛家郷)

比々多の笠窪よ箕輪の地あり此村之秦野町より伊勢原厚木よ通する道路よ係る雨夫利山の麓よて此道筋を俗よ大山街道と呼ぶ

濱田 驛馬十二疋○箕輪より凡四里

同國愛甲郡厚木町馬入川の上流西岸

○承和二年官符 相模國鮎河

流水甚速渡船多艱仍造浮橋(既出)

郡名の愛甲よ鮎河なり驛趾未詳なれど此河の渡津を此所として定む

夷參 同國高座郡座間村

寶龜二年太政官奏よ武藏國雖屬山道兼承海道公使繁多云々今東海道從相模國夷參驛達下總國府其間四驛とあり全文見次延喜式よ夷參驛なくして濱田驛あり其移轉之國府と同時なるべし○和名抄よ伊參郷あり座間乃イサマなり今之文字のまゝザマと呼ふ厚木町東北一里許

店屋 驛馬十疋○濱田より凡四里

武藏國南多摩郡町田村(都築郡店屋郷)

町田村之郡の南隅よて都筑郡の地なりしが郡界變轉して多摩となる本町田原町田よ分る原町田よ鐵道停車場あり本町田其北よて驛家の趾なり此地より小野路を歷て府中町よ至る一路を古海道と呼べり又此驛より分岐して上總下總よ通する驛路あり海道別路の條を見よ

武藏國府 多摩郡下廿九日府中町 東京西八里餘

當國の國治も其初之足立郡大宮町よ在りしなり其多摩國府と移りし

年代的知す可らざれども和銅元年秩父郡より和銅を出し尋て催鑄錢司を置かれ大は和同開寶錢を改鑄せられしかば銅錢輸送の便宜より國府を南境より遷されしと覺ゆ此國元來東山道よりありしを東海道より屬せしめしも國衙の南境より其議之起れり其文よ

寶龜二年十月太政官奏武藏國雖屬山道兼承海道公使繁多祇供難堪其東山驛路從上野國新田驛達下野國足利驛此便道也而往從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢去日又取同道向下野國今東海道者從相模國夷參驛達下總國府其間四驛往還便近而去此就彼損害極多臣等商量改東山道屬東海道公私得所人馬有息奏可(山道上野驛可參見)

國分寺 同郡國分寺村堂宇現存○府中北半里中央鐵道停車場あり

多摩 驛馬十疋○店屋より凡五里

同國北多摩郡府中町原佚今補

國府より前後驛へ各四五里を阻つ且府側より驛家ある之諸國其例多し故より本驛を加ふ國分寺停車場西より懸崖といふ地あり旅舍の趾と傳ふ○天長十年五月武藏國言管内曠遠行路多難公私行旅饑病者衆仍於多摩

入間兩郡界置悲田處建屋五宇介當宗家主等六人各割公廐以備糊口之資須附帳出舉以其息利充用相承受領輪轉不斷許之悲田料四千五百束武藏野の曠原を横断するもの公私行旅とあれど官使之通行せざりしと覺ゆ○悲田處の趾知るべからざれども久米川の東北なる日比田村(入間郡)などよりあるべし

乘瀬 驛馬十疋○多摩より凡四里

同國豐多摩郡天沼村原脫今補

神護景雲二年三月東海道巡察使紀廣名奏言下總國井上河曲浮島三驛武藏國乘瀬豐島二驛承海山兩路使命繁多乞準中路置馬十疋依奏山道上野新田驛下より記せし如く武藏の海道より屬せざる以前之本國の埼玉足立より豊島乘瀬と經過して國府より至りしなり此路次之東南より迂回するか如くなれど其西方と謂ゆる武藏野として荒漠なる曠野を避けてなり

乗之剰の省字にてアマリヌマをアマヌマと呼ぶ中央鐵道荻窪驛の北より今之杉並村より入る又足立郡大宮町の傍より上下天沼村とてあり同名異地なり

豊島 驛馬十疋○乘瀬より凡四里

武藏

同國 北豊島郡 豊島村(驛家郷)

豊島川の南岸より東北鐵道王子停車場の北半里許近來王子町より入る
西福寺之行基開基と稱す又八幡太郎より仕へし豊島康家の館趾あり又
足立郡六月村八幡宮及び白旗塚鷦明神など義家義光の故蹟を傳ふれ
心海道の驛次之豊島より直より茜津より通せしを知る

○承和二年六月官符

武藏下總兩國界 住田河四艘元二艘今加二艘

下總國

太日河四艘元二艘今加二艘

右河等崖岸廣遠不得造橋仍增件船全文既出尾張草津渡

坂東平野其西北の水相集り四道となり各南流して武藏下總の間より
内海より入る今稱を以て西より擧ぐれ心千住川綾瀬川中川江戸川
千住大橋より千住川と之稱するなり寛永中より荒川の本流となる
綾瀬川これを武總兩國界の住田川なる在五中將の故事を傳へ今も古
隅田川と呼ぶ元來荒川の本流より大河なりしが河道の變換より小
流となる花亦以下僅より舟を通じ千住川と合す今の淺草川なり
中川之利根川の舊河道なれど古利根川の稱あり往古之崎玉あたりま
で深き入江より舟楫來往の多かりしこと萬葉集より前玉の津より舟
の風をいたみとあるも想ふべし徳川氏の關東所領の初め河流を渡良
元より渡船の設け多かりしよ因るならん天龍川も漏れてありき

茜津
驛馬十疋○豊島より凡五里

下總國 東葛飾郡 松戸町(驛家郷)

太日川即江戸川の東岸より常磐線の鐵道驛あり下總國府へ之南一里
(國府臺之海道別路より云ふべし)
アカネヅ上略してネヅと呼び一轉してマツとなる是乃松戸なり
延喜式雜物交易料より下總紫草二千六百斤もあり茜之見えざれど中男
作物より熟麻紅花あり舊事考物產編より茜の名を收めたり此邊其產所が

於賦

驛馬十疋○茜津より凡五里

同國 相馬郡 布施村(意部郷)近來東葛飾郡 富勢村となる

下總

一一七

布施之於賦瀬の上略なり下利根川の西岸として我孫子町の北より在り此川之毛野川の下流なるが寛永中より利根川を承けて下利根といふ布瀬の邊之往時河幅甚廣けれども布瀬七里の渡と呼びたり(六丁一里)津頭の辨天堂と大同中の建立と云傳ふ○北二里小貝川を常陸界とす

榛谷 驛馬五疋○於賦より凡四里

常陸國筑波郡小張村水海道町東南二里

庭添塙囊抄(十一)常陸國記云、探大谷村之大榛。本材造鼓、末材造瑟瑟俗云比佐頭とあり郡名を記せざれども榛谷の故事と覺ゆ。小張と大榛より村より谷口といふ地ある之大谷の遺稱○此驛より馬數其半を減じたり鹿島香取の奉幣使之於賦より舟路より依りて來往せしかと思はる

曾根 驛馬五疋○榛谷より凡五里

同國同郡大曾根村方穗郷の舊城とて近來大穂村と改む
筑波山下北條町の南一里

常陸國府 茨城郡上三十日下十五日府中町明治二年石岡と改む

當國の郡域は今古其位置を變ず茨城郡の如き國府より兩分して南郡

總社 總社明神鎮座寺社共に石岡町に在り

北郡に分ちしを文祿中南郡を新治郡としたれば石岡は新治に屬す

國分寺 本堂樓門等並存北に尼寺の墟あり虹原と呼ぶ

東海道の驛路と常陸國府にて終るなり義老二年五月陸奥國を割きて石城石背の二國を建つ石城は海道に屬したれど明年七月驛家十處を置く其接續として常陸國も國府以北に六驛を置けり其後石城石背之廢國となりて陸奥の舊に復したれど東夷征討と兵器輸送等の用あり驛家之其儘存在せらるゝこと百餘年延暦末征定の功を奏し鎮守府を置く是に於て上國との交通と山道のみよて足りぬ仍て弘仁二年四月陸奥海道の十驛を廢し三年十月常陸の六驛も停めらるゝされど機急を告げんがためよとて即時よ捷路を取て陸奥二驛常陸五驛を置かる其路次は常陸國久慈郡の山路を經て陸奥國白河郡に出で東山道の松田驛に合ふなり

茨城 驛馬五疋○曾根より凡五里

同國新治郡石岡町(茨城郡茨城郷)原佚今補

國府所在地なり前驛後驛へ各四五里を距つれを本驛を加ふ石岡町より

茨城と云ふ處ありバラキと呼ぶ驛家の地とすべし

安侯 驛馬二疋○茨城より凡四里

同國西茨城郡安居村(安侯郷)(岩間鐵道驛東二里)

弘仁三年十月廢常陸國安侯河内石橋助川藻島棚崎六驛更建山田雄薩
田後三驛とあれど延喜式に之安侯河内を載せたり此二驛なく心接續
し得ず直に復興せられしか猶推考するに安侯河内の廢驛中にある之
誤記にて更建三驛も五驛として安侯河内其中にありしならん海道別
路よて詳説すべし○驛馬二疋は機急傳命の用のみなれどなり此村之
国道と鐵道との中間にて宍戸川の岸より近來南川根村と改稱す
村内に長者屋敷とて驛長の遺墟あり

河内 驛馬二疋○安侯より凡五里

同國那珂郡渡里村(河内郷)(水戸市北)

河内上中下より分れ近來青柳村を合せて柳河村と稱せり常陸風土記に
臨粟河而置河内驛家と粟河と之那珂川にて上流に阿波郷あれどなり
一守長者の宅趾あり八幡太郎東征の歸途この驛長の家より晝食せし
と云ひ傳ふ其趾之渡里より那珂川の渡津なれど後世河道變轉して

今之川の南岸なる水戸市の西北郊渡里村ぞ其地なる

田後 驛馬二疋○河内より凡四里

同國同郡靜村(久慈郡倭文郷)(文祿中郡域變換)

驛趾未詳なれど此村古來名高き處なれど此地より定む四近より村田村又
田間川あり○志津明神之名神大社より此地より鎮座す風土記より靜織里。
上古之時未識織綾之機此村初織之因名北有小川丹石交雜故號玉川。

雄薩 驛馬二疋○田後より凡三里

山田 驛馬二疋○雄薩より凡四里

同國久慈郡大里村 太田町西

此地久米郷の舊域なりとて近來久米樂谷太平諸邑と合して久米村と
稱す樂谷より驛長の遺墟なる長者屋敷の名あり

山田 驛馬二疋○山田郷

常陸風土記より山田里多爲墾田因以名之とあり山田川の上流より金砂山
東西對峙す其峠際より上下高倉村あり元祿中下高倉を天下野と改む

○燒山關 武生山武弓後稱

上高倉村より男體山より連り常陸

陸奥の國境を限る其山を扼せし關門なり

弘仁二年四月廢海道十驛更於通常陸道置長脊高野二驛爲告機急也。と
あり此時構へられし關なりと覺ゆ。○今昔物語三七近衛舍人ありけり
神樂舍人などや歌をぞ微妙く詠じける相撲の使よて東國より下りた
りけるよ陸奥の國より常陸の國へ超ゆる山をぞ燒山の關とて極じく
深き山を通るなり遙よも來よける者かなと思ひけるよ心細く泥障を
拍子よ打て常陸歌を二三遍許押返して詠じける時いみじく深き山の
奥よ恐ろしげなる音を以て穴オモシロと云て手をハタと打ちければ
舍人馬ひき留めて此之誰の云ひつるぞと從者共よ尋ねけれども誰が
云ひつるとも聞かずと云ひけれど頭毛太りて恐しと思ひそこを過ぎ
よけり云々とあり

長脊 驛馬二疋○山田より凡五里

同國同郡生瀬村長有とあると誤書

次驛と共に弘仁二年新よ置かれし驛家見上ナマナガ一音の博のみ○
男體山の北陰よて國境の山村なり大小兩村よ分る驛趾之小生瀬とす

高野 驛馬二疋○長脊より凡六里

磐城國東白河郡伊香村高野鄉棚倉町南三里

高野明神高野山天照寺また高野平等の名あり村人之高野と稱し居り
中世依上松田諸郷を合せて高野郡と稱せし事もあり

本驛より山道の松田驛へ六里よして海山兩驛路相會ふ

海道別路 武藏國店屋驛より陸前國名取驛至る

武藏國の東海道より屬せる前後より於て驛路も變換あり
武藏國府の條下より記したる寶龜二年十月の奏議より
今東海道者。從相模國伊參驛。達下總國府。其間四驛。往還
便近。とありて武藏を海道より屬せられたり是よりさき
神護景雲二年三月より下總國井上河曲浮島三驛。武藏國
乘瀬豐島二驛。承海山兩路。使命繁多。乞準中路置馬十疋
とあれど寶龜以後。武藏國府より乘瀬豐島茜津と直路
を常陸より通ずれむ上の四驛も三驛も旁路とある仍て
此七驛を海道別路と建て其次より延暦弘仁かけて廢止
となりし二十餘驛を連接せしめ以て海道の舊驛次を
示すべし

店屋

驛馬十疋○相模國濱田驛より凡四里

武藏國都筑郡本町田村(驛家郷)既出

和名抄居處部より店家坐賣物舍。俗云町又天地部より町和名末知とあれを
店屋マチャとよむべし。○此郷後世轉じて多摩郡に入る國の南境にて
南隣の鶴間村より町屋原の名あれどマチャマチダ一音の轉とせん

小高 駢馬十疋○店屋より凡四里

同國橘樹郡大棚村(驛家郷)後世都筑郡より入る

村より宿根入といふ處ありて驛家の故墟と傳へ土中往々古瓦を出せり
村人之店屋をタナヤと誤讀して大棚を店屋の驛趾といへども當らず
タカタナ一音の轉のみ大小オノの無差別なると云ふまでもなけん。○
近來山田勝田の諸邑と合同して中山村と稱す中山停車場北一里餘

○承和二年六月官符より海道九河渡船増加の事あり(見上)

武藏國石瀬川三艘元一艘今加二艘

石瀬川之多摩川の下流を稱するもの大棚より矢口渡より通する途中より
岩川といふ村あり多摩川を今日矢口六郷を過ぎ羽田を海口とすれど
舊河道之登戸溝口より岩川加瀬など流れ今之鶴見川を其流末ならん

岩川の南隣子母口村なる立花神社と橘姫殯葬の舊墟と傳へぬされを古き土地より岩川之石瀬川の遺稱なるべし

大井^{タエ} 驛馬十疋○小高より凡五里

同國荏原郡大井町(驛家郷)品川町西南

村南の八景坂と奥州路の舊蹟として八幡太郎の故事など傳ふ又村の鎮守鹿島神社と安和中の鎮座と申せむ驛趾と此邊なるべし

浮島^{ハラシマ} 驛馬五疋○大井より凡四里

同國豊島郡淺草山之宿東京市淺草區山宿町

神護景雲二年三月東海道巡察使奏下總國井上河曲浮島三驛乞準中路。置馬十疋依奏延喜式よと浮島河曲各五疋なり(河曲浮島原倒今改)待乳山を浮島と云ふと故老の傳説よて古くより土地よ語繼く所なり一名金龍山その現狀よ孤立せる小丘なれど往昔之北より亘れる一帶の長岡よて前後より水を承けたる島山なれど浮島の名あるなり橋場町の法源寺記よ千束郷石濱里近邊金龍山ト共ニ七山有六山江戸御用土ニ取出ス又百姓共取テ賣土ニスとあれど三百年前まで之長き岡阜なり山之宿本名小網宿とて漁村なりしならん金龍山下の驛舎なれど山のも見ゆいか

宿と云ふ是れ浮島驛のなごりなり。待乳山後世之武藏なれど其昔之下總なりしと覺ゆ山の東南之内海よ臨み舟の出入この山の樹木を目的とせしこと諸書よ見ゆ隅田の川之却て山の西を流れしなりかの姥池と猿若町より山之宿の西裏より長く舊溝を存すれど隅田舊水路の蹟よて今の花川戸こそ其海口なれ又池北より一面砂利塲と稱す是れも江戸御用よて河原の細石を探りし所なり隅田川を武藏下總の界とすれど待乳山之下總より屬するなり類字名所和歌集よまつち山大和下總同名また紫一本よも待乳山之下總國の名所とあり旁證とすべし○石濱と之山宿より北之今戸橋塲よ亘る海濱の總稱なり法源寺よ大同天養の古碑あり其北の砂尾不動堂と寶龜中砂尾長者の建立といふ此長者ぞ浮島の驛長なる○江戸砂子よ鳥越の地を浮島と云ひ又隅田川雜誌よ之水神森と浮島といふなど

下總國府 葛飾郡上三十日國府臺 市川町

鴻の臺とも市川と葛飾の市よて太日川(江戸川)の岸上よあれを市川の名あり國府の下よ市川の名あると播磨陸奥其例あり

國分寺 國分村現存 市川の東半里○金光明寺の號を稱す

尼寺と葛西領の小松川の善照寺とぞ

總社 六所明神 市川町真間マニマと鎮座

坂東方言より山崖をマ、ネと呼ぶ此地も高地として断崖あれど真間と云ふなり歌枕カケヅチと真間縫橋と云ふと板つきづぎより崖路を涉るもの

河曲 驛馬五疋○浮島より凡五里

下總國東葛飾郡船橋町 總武鐵道驛

驛趾未詳されど河曲之河岸灣曲の稱として諸國同名甚多し又船橋之船並めて河上を來往するもの此地必川あり驛家其岸アシに建てしと覺ゆ上世之印幡の沼水南方シナガタとも流れ船橋の洗川之其河道の餘波なるべし土地隆起の變より逢ひ其流路を絶ちしならん船橋御厨あり意富比神社あり古き土地とて里程も相當してこれを此地より定めたるなり

井上 驛馬十疋○河曲より凡五里

同國千葉郡千葉町(千葉郷)

驛趾是又未詳なれど上總常陸兩驛路の分岐地とて千葉町の猪鼻臺を井上として此地より定む更科日記は真野長者云々の記事あるも此邊の事と覺ゆ井上驛長とすべし○千葉寺之天平二年行基開基と傳ふ○以上も延喜式所載の驛家より以下之延暦以降廢停せられし驛家なり

鳥取 同國印旛郡羽取村 井上より凡四里○佐倉町西一里

常陸風土記より東海大道とありて奈良朝まで中路として陸奥へ通せし驛路なれど其次第を示さんとす驛馬の數之缺く毎驛五疋なるべし

山方 同國印旛郡山作村 鳥取より凡四里○成田町東一里

延暦二十四年十月廢下總國印旛郡鳥取埴生郡山方香取郡真敷荒海等驛以不要也此驛路之武藏國の海道より屬せざる以前之海道中路なり寶龜より其國の所屬を變せられ三十六年の後不要として廢せられたり埴生郡之上總下總兩國同名の郡ありしかば上下より分ち唱へしが近來下埴生之印幡郡より入り其名亡ひぬ

眞敷 同國香取郡南敷村 山方より凡四里○佐原町南二里

此驛之香取參宮路より山方より分れて東北に入る香取神宮へ二里餘孝德帝以後歴代香取鹿島兩神を崇尊せられ即位立后及び任大臣より奉告の勅使を差遣せられしが道路遙遠なりとて和銅二年より兩神靈を大和國春日山より分祀せられたる故より奉幣使も授位等の外より參らざる事となれり

荒海 同國同郡荒海村 山方より二里餘○滑川町南一里

長沼の東岸より山方より直路を承け常陸の榎浦より通するなり常陸の國境之毛野川(下利根)の下流より風土記より謂ゆる葦原(谷原)の地是なり
榎浦 常陸國信太郡君山村 荒海より凡四里○江戸崎町南一里
 常陸風土記より榎浦之津便置驛家。東海大道所以傳驛使等。初將臨國。先洗口手東面而拜香島之大神。然後得入也。また信太郡の四至を東信太流海南榎浦とす。榎浦之江戸崎の入り江なれど其口之東南より在りて津頭より驛家を置きしなり。又國の南境なれど其地を謂ゆる谷原領の藪澤を沮て下總の滑川あたりと相望みしなり。君山其境より當り長者屋敷とて驛長の遺墟あれど驛家郷の地と定む。其廢停と板來と同しく弘仁中なりと覺ゆ。常陸の郡域之變轉甚しく信太郡など河内郡と其境域を混じたりしが近來二郡を合同して更より稻敷郡の稱を建つ。

板來

同國行方郡潮來町 榎浦より凡六里水路其半より及ぶ

同風土記より板來村近臨海濱安置驛家。此謂之板來之驛。古老曰。斯貴滿垣宮崇神之世爲平東夷之荒賊。遣建借間命引率軍士頓宿安婆之島遙望海東時烟射海而流。爰知有凶賊即命徒衆。裸食而渡。有國柄二人自爲首帥。掘穴造堡伏衛拒抗。建借間命縱兵驅逐云々。蓋四種屬一時焚滅。此時痛殺今謂伊多久之郷。とあり安婆之江戸崎町の東なる阿波崎是なり。此地より

曾根

同國同郡手賀村 板來より凡六里○玉造町南

同風土記より曾禰村古有佐伯夷曾名曰疏禰比古。取名著村。今置驛家。此謂曾尼之驛。とあり又和名抄よりも曾根郷あれど延喜式の曾根驛と之其名同くして地異なり。此驛の廢停も板來と同時と覺ゆ。日本後紀弘仁六年

廢常陸國板來曾根榎浦三驛とありしを其後二驛をも寫脱せしならん手賀村より曾根といふ地あり。驛趾とす國府へ之凡六里あれを此地より來往せしもの其東北直路之島田より通せしなり。同記又曰く難波長柄宮孝德之世壬生連麻呂令築池堤。其池今號椎井。即向鹿島陸之驛也。とあり鹿島參宮路之潮來より水路を取るべきも風波など避け此地よりも來往せしならん鹿島へ凡七里。

島田

新補同國東茨城郡南島田村 (曾根より) 凡六里

曾根平津兩驛相距十里許中間より一驛なく心あらず島田の東より接して神宿駒場兩邑相並ぶ。今日之鹿島郡海老澤(涸沼西岸)より屬すれど往古之島田郷の一域なる之論なし。驛家の墟とすべし。○弘仁三年十月廢常陸

國安侯河内石橋助川藻島棚崎六驛更建山田雄薩田後三驛とある之誤
脱あるべしと覺ゆ安侯河内二驛之延喜式より載せ又此二驛なく心常陸
國府より陸奥へと通行する能はず原書より廢常陸國島田平津石橋助
川藻島棚崎六驛更置山田雄薩田後河内安侯五驛とありしを轉寫の際
彼を脱し此より轉じたるものとすべし

平津

同國同郡平戸村 島田より凡五里○磯濱町北下大野村

同風土記那珂郡より平津驛家あり本郡那珂川以南之文祿中より茨城郡
入る○平戸之大洗神社より接す西に東馬屋の地あり驛趾とす涸沼の
流末之一條の水路となり東北を出で那珂川の海口より注ぎ入る平戸之
水路の西岸より臨む此驛より海濱より沿ひ石橋より通するなり

石橋

同國那珂郡村松村 平津より凡四里○石神鐵道驛東一里

村の白方より石橋の地あり驛趾とす○村松の虛空藏菩薩(日光寺)の大同
中の安置にて日本三空虛藏の一と稱す其丘上の大神宮も亦舊社より
水戸侯より時々修造ありき又村松晴嵐とて水戸八景の一つ居る

助川

同國多賀郡助川村 石橋より凡五里○鐵道停車場あり

同風土記より高穴穗宮(成務)之世云々峯輪岳崇因名多珂之國以久慈界之

藻島

同國同郡伊師町 助川より凡四里○川尻鐵道驛東北

助川爲道前石城郡苦麻之村爲道後また助川驛家昔號遇鹿古老曰倭武
天皇至于此時皇后參遇因名之至國宰久米大夫爲河取鮓改名助川俗謂
鮓祖爲須介とあり○久慈郡助川郷も文祿以後多賀郡となる南海岸より
猿塚長者の塚もあり驛家の趾と云傳ふ近來櫛形村となる。

棚崎

同國同郡磯原村 藻島より凡四里○磯原停車場

萬葉仙覺抄十三常陸の多珂郡折藻山を風土記の歌よりタナメノヤマ
とよめり云々此驛名を棚崎とも棚橋とも兩様の書傳ふ共より誤寫よて
タナメヤマとあるを以て棚崎を正字とす一之其扁を誤り一之其旁を
僻めて書きしなりタナメの名より因りて此地を見る時之磯原の海濱より
屹立せる巨巖あり元祿中辨財天を其上より安置したれど天妃山と稱す
往時之海上十數丁より二高巖相雙ひしと云ふ想ふよ熊野浦の橋杭岩の
如く屏列せる岩礁あり海岸より並み連り其形狀を以て棚並タナメ
と唱へしもの今日之天妃山のみ存するなりナナナ其一を省くは例なり

嶠之釋名よ山高而形似橋とあれを此字を用ひて棚並山を二字よ約めたるならん又柄も屋梁所施横木ケタを正義とすれど我國の古書よ之棚タナの意よも用ひてあり仙覺抄の通行本よ折藻とある之誤寫なり後の歌枕よ田邊磯とよむ是れ磯原の稱の起る所以なり。

○菊多關 一名勿來關 常陸磐城國界よて名高き關門なり

允恭の御世よ創設せられしと既よ白河關の條下よ云ひつ○奈古曾の關よ小町貢之の歌よ見え降りて義家の詠之世の知る所なりナコソ之浪越の義よて勿來の意よ採つかふ之歌人の轉用のみ古道よ波打際の濱路よて此名おこり關刻も海濱よ構へられしが海嘯などよ其路崩れ山谷の際を開通されかくて歲月久しかりければ堺明神とて山中よ存するなり是れ第二の道路よて前九後三の兩役之山路の時と覺ゆ今道之慶長中の關整よ係れり○常陸よ關本村あり磐城よ關田村ありて其前後を夾む菊多關と云へて今日鍊道勿來驛(關田)あたり古跡なるべし

養老三年七月石城國始置驛家一十處弘仁二年四月廢陸奥國海道十驛其間九十三年なり十驛の名を記せざれば其趾もとより知るべからずされど三十里置一驛の制よ因りて其驛家を求むれを謂ゆる中らずと雖へとも遠からざるもの今試みよ其十驛を左よ掲げ海道驛路を完う

○

菊多 磐城國石城郡窪田村 棚崎より凡五里○勿來停車場西半里

菊多之古き郡なれど近來合同して石城郡となる○窪田よ長者屋敷の遺名あり海濱より西一里許上よ云ふ奈古曾の山路を承くるもの

磐城 同國同郡夏井村 菊多より凡五里○平町東二里

下大越よ長者平あり管沼よ大國魂神社ませり共よ夏井川の南よ並び近來合同して夏井村と稱す南隣高久村よ御城臺と呼ぶ小丘あり是れ石城國府の墟よて磐城軍國の營所も此處なりと覺ゆ

○陸奥七軍團其配置の蹟を見るよ海道之磐城行方兩團よて山道之白河安積二團なり兩道相合ふ處よ名取軍團を置く又左右よ分れ西よ玉造團あり其東よ小田團あり(既出)而して膽澤城之最北よ鎮せり

廣野 同國雙葉郡廣野村 磐城より凡五里○常磐鍊道廣野驛

大越より海濱傳への道路よて四倉久濱以北よ波打際を來往する三里西手よ數十丈の断崖よてあれよ風烈の時など通行を絶ちし事ありき廣野よ古く見えざる名なれども此村よ入れよ地勢稍廣し其名あるも亦宜なり且前後里程を計りて驛家の處とす北迫よ柏葉八幡宮あり一郡の總社とす○柏葉よ磐城郡の鄉名なりしが一郡となりし年代未詳

和名抄より白河郡國分爲高野郡、會津郡國分爲大沼河沼二郡、信夫郡國分爲伊達郡などあり高野その半の常陸より郡名を見ざれども大沼伊達等之眞郡となる檜葉も此例なりと覺ゆ

檜葉 同國同郡富岡町 廣野より凡四里○亦鐵道驛あり

町南より上下郡山あり即ち檜葉郷より後より郡家となる○菊多岩前岩城檜葉を岩城四郡と稱したりしが今之北隣標葉と合同して雙葉郡とす北一里より熊川あり上の助川條下より風土記を引きし以石城郡苦麻之村爲道後とある地是なり此川を磐城標葉の舊經界なる

標葉 同國同郡新山村 檜葉より凡三里○長塚停車場東南

郡山の地あり其南の長者原之驛趾なり○標葉シメハを正訓とすれど後世シネハと訛れり

多珂 同國相馬郡小高町 標葉より凡四里○小高鐵道驛

行方郡多珂郷近來字多と合郡して新より相馬郡の號を建つ○舊說より多珂を小鶴莊高村とす多珂子鶴各一郷なり小高ぞ多珂郷の地なる行方軍團の營地も此處より後世相馬侯の下總より行方へ移轉し城地取設けたる之小高城より元亨より慶長まで三百年の居館なり

眞野 同國同郡鹿島町 多珂より凡四里○鹿島鐵道驛

行方郡眞野郷○貞觀八年正月常陸國鹿島神宮宮司言大神苗裔神三十八社在陸奥國云々其中行方郡一とある之此地鎮座の鹿島御子神社

仲村 同國同郡中村町 真野より凡三里○鐵道停車場

坂本 同國亘理郡坂元村 仲村より凡五里

字多郡仲村郷○摩長以後相馬侯の居城地とて常磐鐵道水戸以北大驛

曰理 同國同郡亘理町 坂本より凡四里

曰理郷○曰ワツの字音なれどワタより轉用したり亘の訓を取用する之

後世の轉訛なりワタリと渡津にて逢隈川の波より起る亦鐵道驛あり

○逢隈關 亘理町北より關の觀音堂あるも即關趾なり

亘理町の西より亘りてアヅマ海道と呼ぶ一路あり即ち古驛路の遺なり其路の北端に小坂あり關の觀音と坂上左側より安置す徳一上人の開基徳一と惠美朝繼の弟と云ふ法相宗の碩學なるが桓武帝の天台宗を崇信せらるゝを憤み法華新疏を撰して天台を破毀し東國より謫流せらる

常陸筑波山會津惠日寺等此僧開く所よて伊具郡高藏寺之嵯峨宸翰を
掲ぐ關の觀音堂も此前後なるべし○逢隈關之何書も傳へずされど
海道の要所として彌刻なかるべからず此觀音おとして此關ありしを
證する之菩薩妙智力こそ弘仁廢驛の時より撤去せられしと覺ゆ
觀音堂前的小坂を下れを阿武隈河畔の平地となる田澤の渡船場あり
歌枕の稻葉渡より津頭より河福麻川神社ませり(陸奥國府條下を見よ)

玉前
驛馬五疋○曰理より二里半又山道柴田驛より三里

陸前國名取郡南長谷村(玉前郷)岩沼町南○近來千貫村

村より玉崎の地あり玉前驛家の墟とす曰理と距離近き之大河あるため
玉前之海道の最終は屬すべし弘仁廢驛となるべきもの延喜式より載せ
あるを想ふより柴田驛より小野驛より出羽の分岐路ある必要とて
路之西北の山路を取るなり今日の如く舟迫より阿武隈河岸より就く之
平坦捷路なれど當昔も舊のまゝ本驛のみ存置せしなるべし○玉崎之
田澤渡の北岸なり

名取
驛馬五疋○玉崎より凡五里

同國同郡茂崎村(名取郷)山道既出

終

如電翁。畏友也。請益有年。一日來示此
書。余云。是本衙參考之書。當付活字版。
翁掉頭曰。爲官乎。爲私乎。群蛙閣々然
則呈私費。公之于世。既而印本告成。仍

一言其後。 棲霞 後藤新平識

賣 涩 所 西 東 書 房

電話下谷七〇六番
振替金口座東京十三七

東京市神田區佐久間町一丁目一番地

印 刷 所 東京並木活版所
印 刷 人 池 田 晴 三
發著行者兼 大 楠 如 電
複製 不 許

東京市淺草區北富坂町二十五番地

東京市淺草區黑船町二十八番地


東京市淺草區黑船町二十八番地

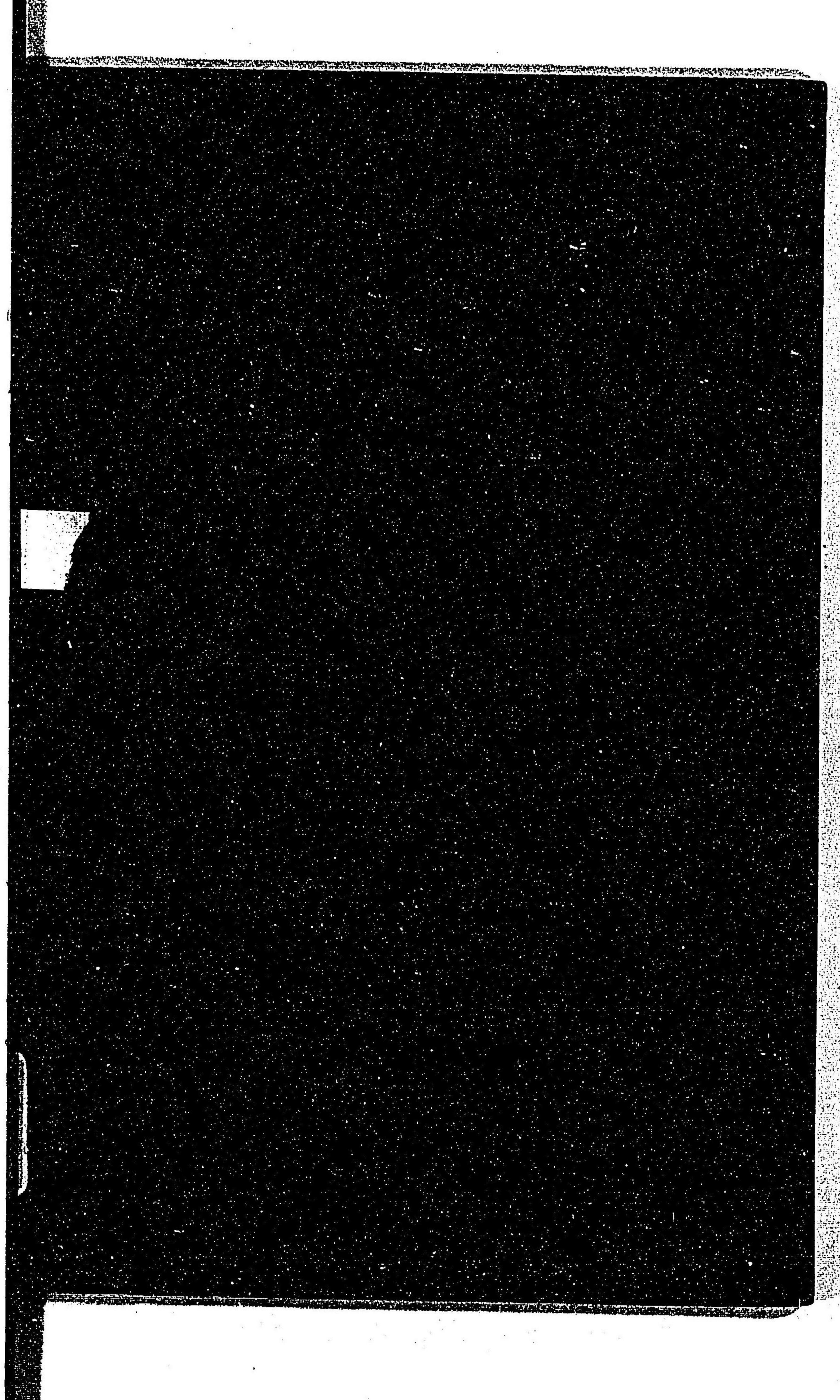
明治四十四年七月十二日印刷
明治四十四年七月廿五日發行

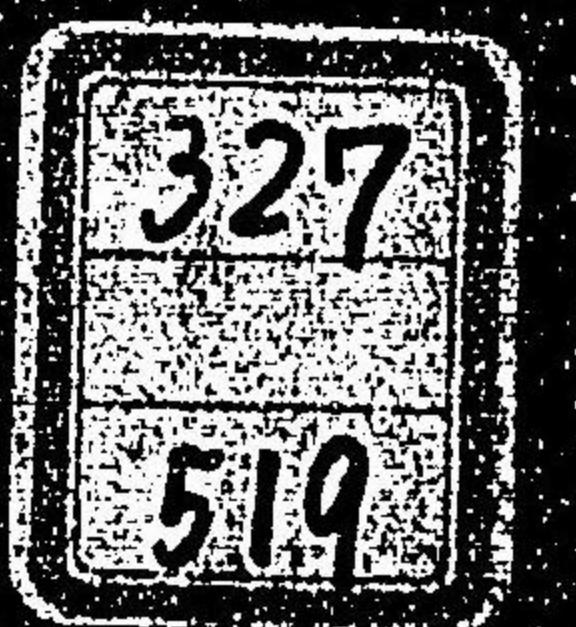
定 價 金 壹 圓

24637

2







022390001-0

327-519

駅路通

大槻 如電／著

M44

ADB-1223



〔17層〕

